

令和4年度子ども・子育て支援推進 調査研究事業 認可外保育施設への効率的かつ効果的 な指導監督に関する調査研究

活用事例集

令和5年3月
KPMGコンサルティング株式会社

本報告書は、令和4年事業年度において、KPMGコンサルティング株式会社が厚生労働省からの採択を受け、子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金を活用し実施した調査研究事業において作成しました。

令和5年3月

はじめに

本資料について

本資料は、主として地方自治体が実施する認可外保育施設への指導監督において、効率的かつ効果的な運用の参考資料になることを目的として作成した活用事例集です

- 全国の地方自治体のうち、認可外保育施設への指導監督において独自に効率的・効果的な運用に資する取組を行っている自治体に対して、文献調査及びヒアリング調査を実施し、参考となる事例の整理を行いました
- 特に、「自主点検表等の運用の流れ」「指導基準等確認のための工夫」に着目して紹介しています
- 「指導基準等確認のための工夫」においては、「認可外保育施設指導監督基準」には必ずしも明記されていない内容も含まれますが、各自治体にて指導監督を行う中で、指導監督基準の適合性の判断にあたって独自の視点で取り組まれているものであり、参考となる情報であることから、そのまま紹介をしているものです。このため、本活用事例集は、「認可外保育施設指導監督基準」の新たな解釈をお示しするものではなく、ほかの確認方法等をとることを妨げるものではありません

※本文中の「評価基準」とは、厚生労働省の通知「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」の別表評価基準を指す

目次

I 本活用事例集の作成方針・方法及び構成		p.4
II 自主点検表等の運用の流れ		p.8
III 指導基準等確認のための工夫		p.16
III－1 評価基準に対応する工夫		p.17
資料の見方		p.18
第1 保育に従事する者の数及び資格		p.19
第2 保育室等の構造、設備及び面積		p.24
第3 非常災害に対する措置		p.30
第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件		p.37
第5 保育内容		p.39
第6 給食		p.48
第7 健康管理・安全確保		p.55
第8 利用者への情報提供		p.75
第9 備える帳簿等		p.77
III－2 独自の確認項目の工夫		p.79
【参考】指導監督基準の解説動画及びリーフレット		p.83

I 本活用事例集の作成方針・ 方法及び構成

自治体ヒアリング、有識者検討会等で得られた意見を踏まえて、「自主点検表等の運用の流れ」、「評価基準に対応する工夫」、「独自の確認項目の工夫」を紹介

活用事例集の目的

活用事例集は、全国の地方自治体が認可外保育施設の指導監督において自主点検表を活用する際に参考となる事例を提供することで、自主点検表の円滑な運用等に貢献し、指導監督の効率的かつ効率的な推進に資することを目的とする

作成方針の検討

検討方法：有識者ヒアリング、自治体ヒアリング、有識者検討会等で得られた意見を踏まえて検討

- 活用の仕方が分からないと作って終わりになりがち
- 認可外保育施設の保育における「業務の流れ」みたいなものがあれば、今よりも安定した保育ができると認識している
- 人員体制の課題はあるが、自治体がいつでも施設からの相談や問い合わせに応じられる体制、施設保育を支援するスタンスであることが伝わるのが肝要であると感じる
- 指導監督基準をベースにするのは良いと思う。また、運用する段階になった時、自治体側で必要なところを選ぶような形式になるのであれば役立つと思うし、他の自治体の取り組みも勉強させていただきたい
- 具体的に、どういう状況にあれば基準を満たすのかなどの解説があれば、施設側として分かりやすいのではないだろうか。他方、監査するこちら側としても、確認しやすくなるのではないだろうか
- 認可外保育園の個別の実情は、評価基準のみで確認すると聞き逃してしまうことがたくさんある

作成方針

自主点検表等の運用の流れ
(書類審査に該当する事例があれば併せて記載)

- 指導基準等確認のための工夫**
- 評価基準に対応する工夫（評価基準の解釈の補足情報や施設から入力を求める情報、確認資料の例）
 - 独自の確認項目の工夫（評価基準に加えて自治体独自に設定している事例）

各自治体における取組事例は、ヒアリングは5自治体に、文献調査は17自治体を対象に収集した

作成方針

自主点検表等の運用の流れ

(書類審査に該当する事例があれば併せて記載)

指導基準等確認のための工夫

- 評価基準に対応する工夫（評価基準の解釈の補足情報や施設から入力を求める情報、確認資料の例）
- 独自の確認項目の工夫（評価基準に加えて自治体独自に設定している事例）

収集方法

ヒアリング

対象自治体（協力いただいた自治体）

＜自主点検表ひな形を作成している自治体＞

志木市、青森市、高知市

＜書類のみ審査を実施している可能性があると考えた自治体※＞

仙台市、島根県

※アンケートにて、「立入調査施設を毎年の運営状況報告等で決めている」と回答いただいた都道府県、政令市、中核市のいずれか

文献調査

調査方法

厚生労働省が自治体に通知している「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」の別表の評価基準（以降、「評価基準」という）の項目ごとに、各自治体の自主点検表において以下の情報を収集・整理

- ①点検に当たっての補足情報
- ②具体内容の入力欄
- ③確認対象の資料名

対象自治体

＜Webで公開している自治体（13自治体）＞

愛知県、青森市、千葉県、福岡県、浜松市、川越市、新座市、西宮市、志木市、前橋市、千葉市、奈良市、鳥取県

＜アンケート調査後に送付いただいた自治体（Web非公開4自治体）＞

高知市、新潟市、佐世保市、常陸大宮市

作成方針に沿って「自主点検表等の運用の流れ」パートと、「指導基準等確認のための工夫」パートの大きく2部構成とした

作成方針

自主点検表等の運用の流れ

(書類審査に該当する事例があれば併せて記載)

指導基準等確認のための工夫

- 評価基準に対応する工夫（評価基準の解釈の補足情報や施設から入力を求める情報、確認資料の例）
- 独自の確認項目の工夫（評価基準に加えて自治体独自に設定している事例）

目次

II 自主点検表等の運用の流れ

1. 事例1の業務の流れ
2. 事例2の業務の流れ
- ⋮

III 指導基準等確認のための工夫

III-1 評価基準に対応する工夫

- 第1 保育に従事する者の数及び資格
- 第2 保育室等の構造、設備及び面積
- 第3 非常災害に対する措置
- 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
- 第5 保育内容
- 第6 給食
- 第7 健康管理・安全確保
- 第8 利用者への情報提供
- 第9 備える帳簿等

III-2 独自の確認項目の工夫

雇用管理

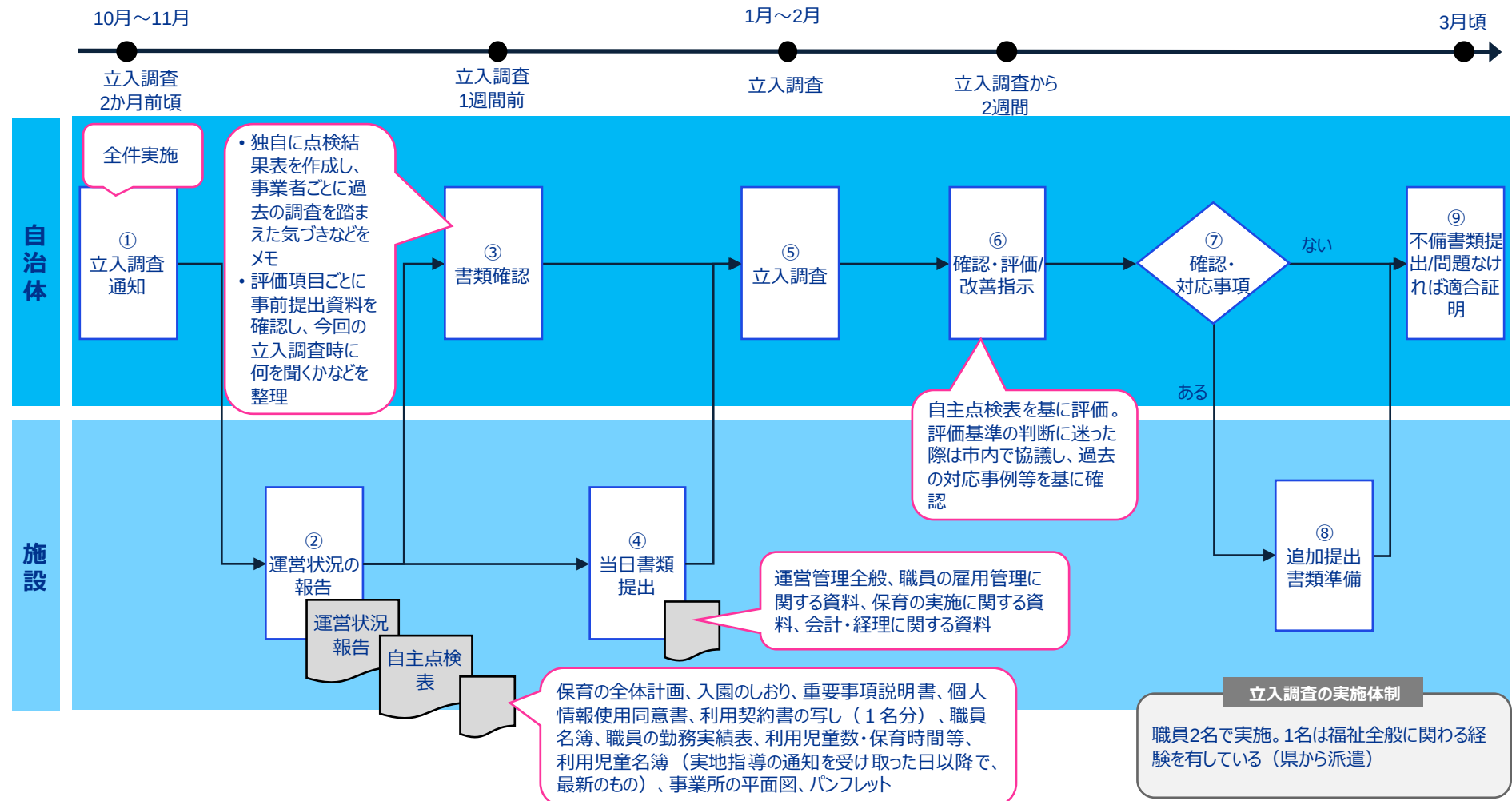
【参考】指導監督基準の解説動画及びリーフレット

Ⅱ 自主点検表等の運用の流れ

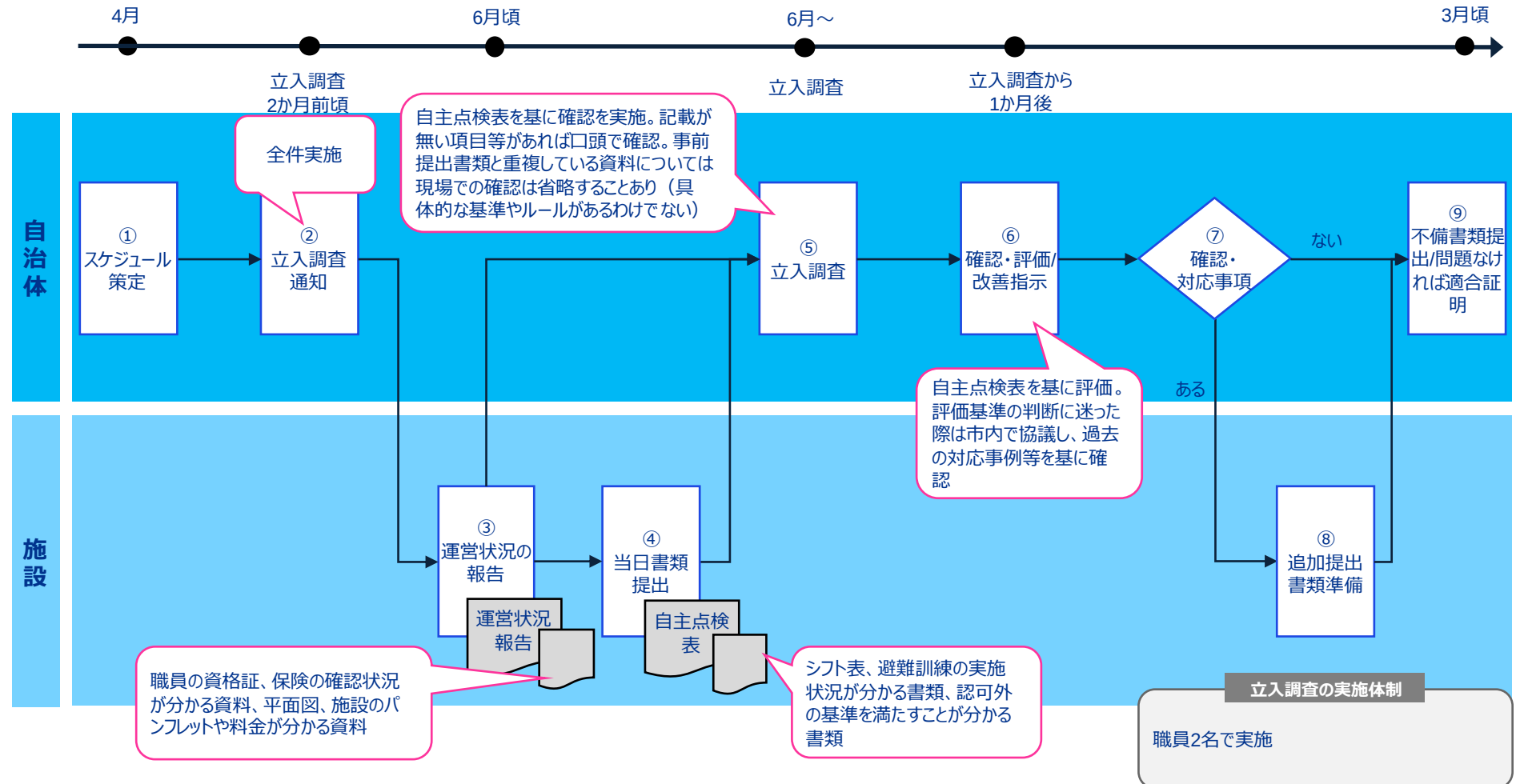
「自主点検表等の運用の流れ」の事例一覧

事例番号・自治体番号	ページ	認可外 保育施設数	パターン	特徴
事例1：自治体①	P.10	5件	・全件立入実施 ・自主点検表事前提出	・立入1週間前までに施設から資料提出 ・立入前に現地確認ポイントを整理
事例2：自治体②	P.11	18件	・全件立入実施 ・自主点検表当日提出	・事前提出資料で確認できるものは立入時省略
事例3：自治体③	P.12	170件	・原則全件立入実施 ・自主点検表なし	・半年程度で書類確認 ・一部の施設運営者への立入は効率化
事例4：自治体④	P.13	33件	・原則全件立入実施 ・自主点検表なし	・適合証明が未交付の施設を優先して立入
事例5：自治体⑤	P.14	40件	・原則全件立入実施 ・自主点検表なし	・前年度の指摘内容も踏まえて立入

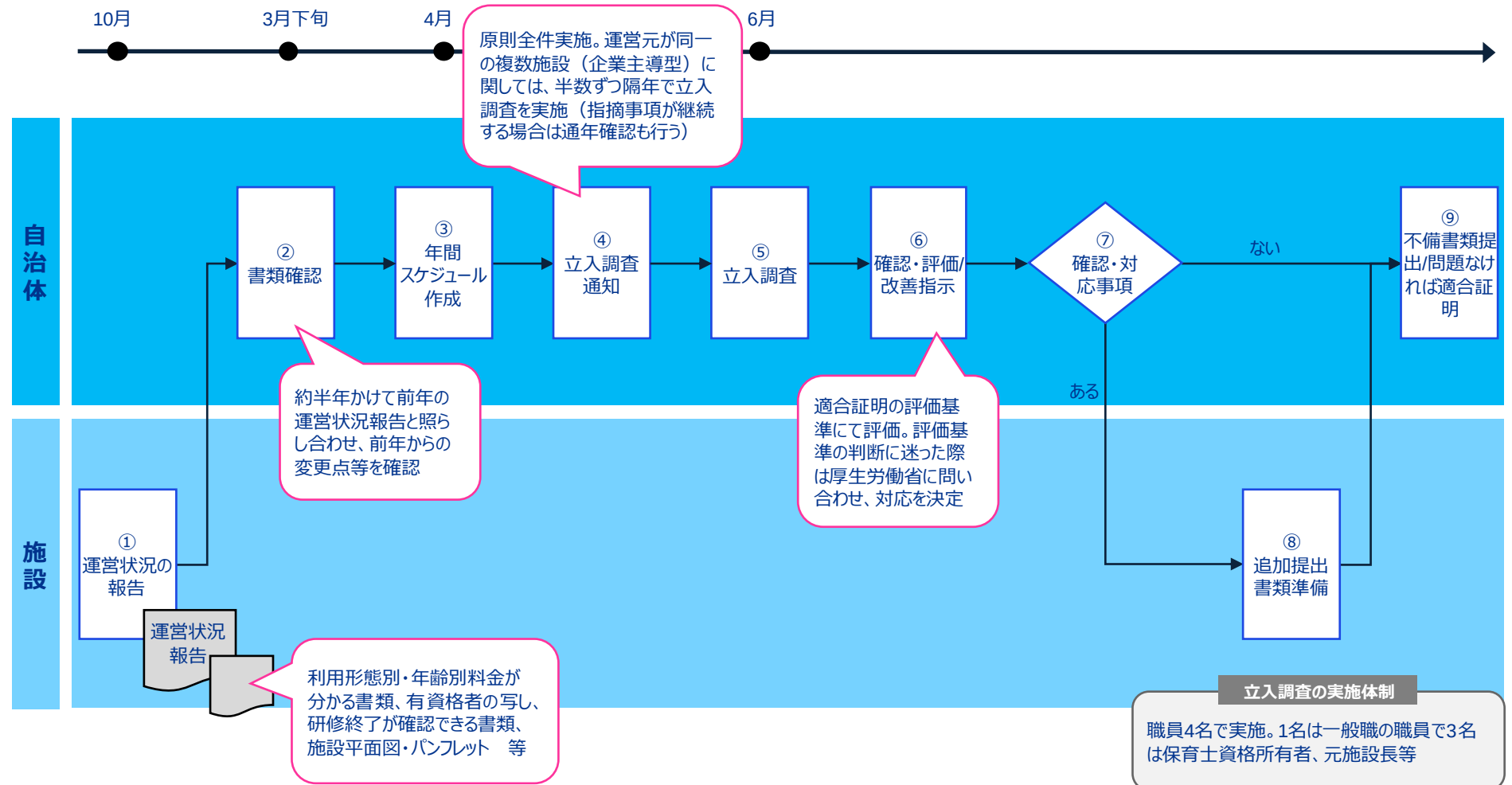
事例 1：自治体①は立入調査日の1週間前までに自主点検表・運営状況報告を含む10以上の資料の提出を求め、事前に現地確認ポイントをまとめたうえで立入調査を実施



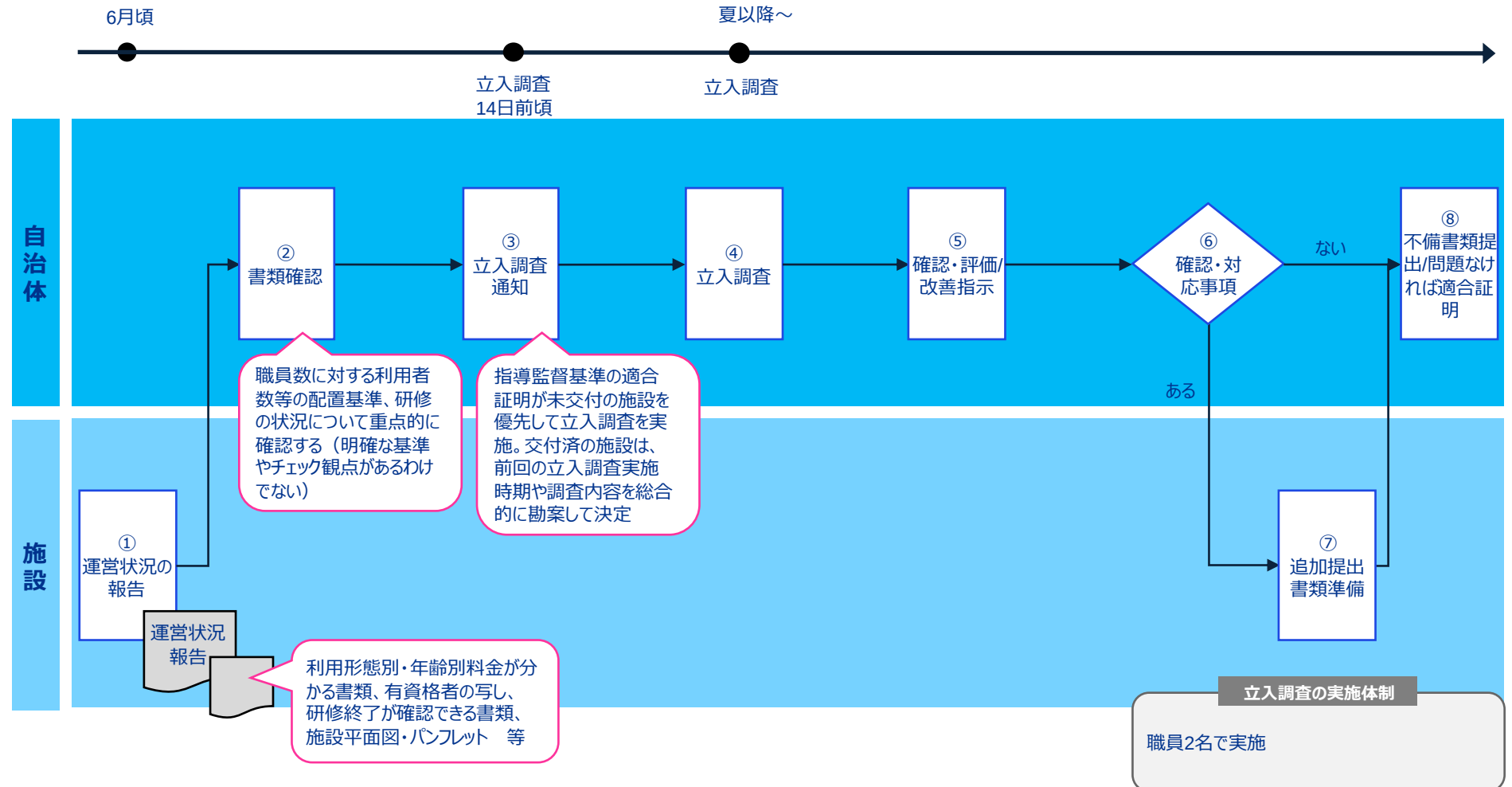
事例2：自治体②は立入調査当日に自主点検表を受領し、それを基に確認を実施 事前提出資料で確認できるものは当日省略することもあり



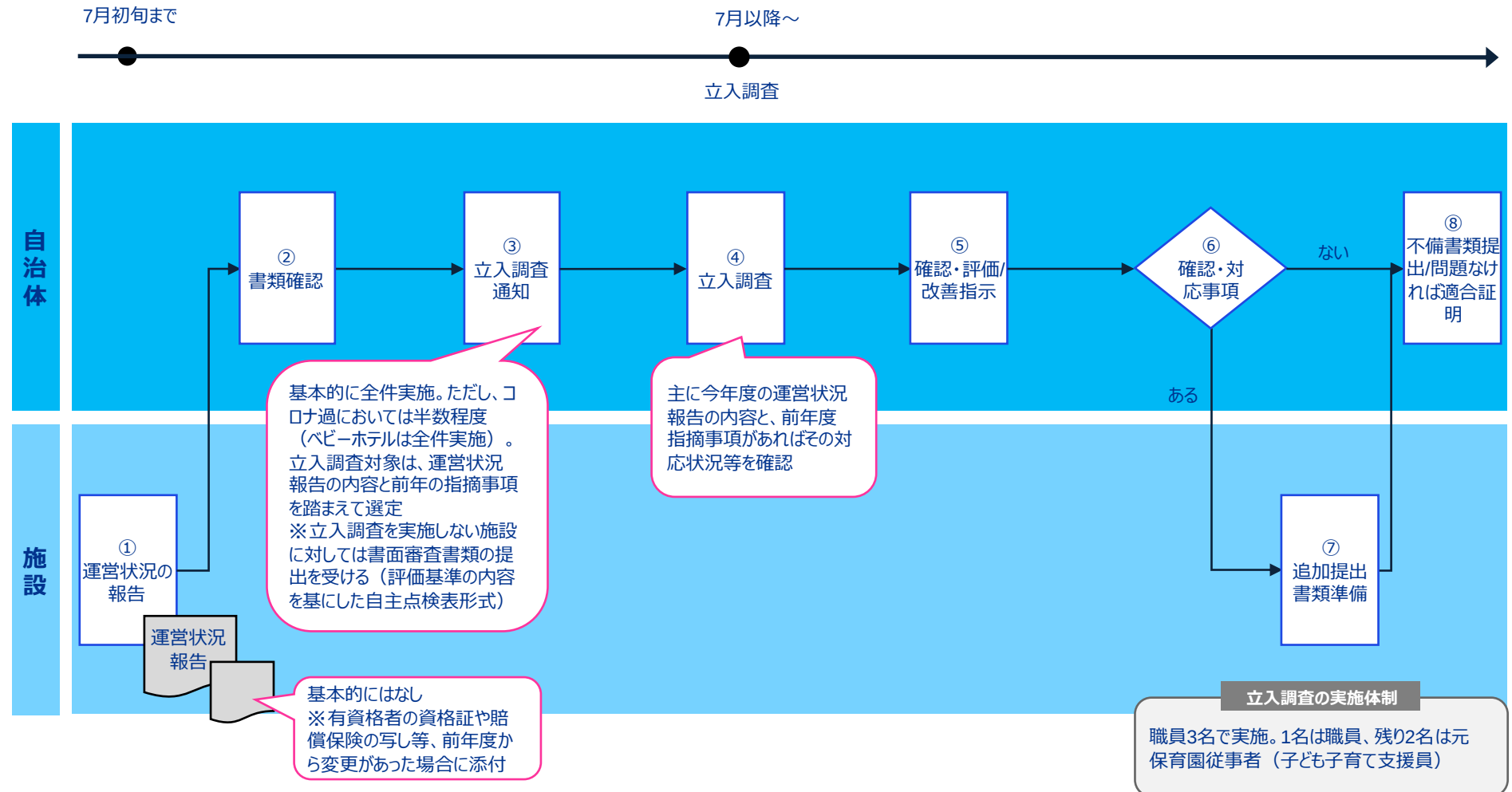
事例3：自治体③は施設数が170と比較的多く、半年程度かけて書類確認を実施 また運営元が同一の複数施設については効率化して立入調査を実施



事例4：自治体④は指導監督基準の適合証明が未交付の施設に対して、他に優先して立入調査を実施



事例5：自治体⑤は今年度の運営状況報告と前年度の指摘内容を踏まえて立入調査を実施



立入調査を、主に巡回支援指導員が実施し、立入後に施設へフォローを行っている事例もあり、施設との信頼関係の構築や支援というスタンスが重要

有識者検討会の委員の方が所属する自治体における事例

- ・ 巡回支援指導員が立入調査を実施している（施設の状況により職員が同行する）
- ・ 巡回の前には、施設から事前提出された資料の読み込みを行ったうえで、職員及び巡回支援指導員が打合せを実施し、現地での確認内容等をすり合わせたうえで施設へ訪問している
- ・ 巡回支援指導員が特に気を付けているのが、**施設との信頼関係**である。一方的に指導や監督というスタンスではなく、支援というスタンスが重要である。それにより、色々な施設から、どのような施設運営をしていくのがよいか、コロナ禍での感染対策をどのようにするのがよいか、事故が起こったときにどのように対応すればよいか、どのような所内研修がよいか、等、多岐にわたる相談を受けるようになっており、その際には有効な資料を提供することや対応と一緒に検討している。そのような関係があることで、立入調査時の指導や改善指摘に対して、施設側も担当が責任を持って対応していただけると感じる（委員ご意見より）

「令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究 『認可外保育施設指導監督 みんなはどうしてる?』,令和4(2022)年3月」にも巡回支援指導員についての事例掲載あり

https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/knowledge/report/mcs/20220331_6_02.pdf?la=ja-JP&hash=3FDC9ED79B76897F794A45B977EE6F78A40485AD

Ⅲ 指導基準等確認のための工夫

Ⅲ－１ 評価基準に対応する工夫

資料の見方

1 保育に従事する者の数

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
第1 保育に従事する者の数及び資格	【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】 1 保育に従事する者の数 ○乳児 おおむね3人につき1人以上 ○幼児 ・1、2歳児 おおむね6人につき1人以上	保育に従事する者の必要数の算出 ※ 以下 数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り出し、その合計の端	評価事項 主たる開所時間において、月極契約乳幼児数に対して保育に従事する者

補1-1-1
確1-1-1

補1-1-2
入1-1-2

対応

補1-1-3
確1-1-2
入1-1-1

指導基準等確認のための工夫の事例は、「自主点検表〔施設用〕及びチェックリスト〔自治体用〕」ひな形の資料における「調査事項」、「調査内容」、「評価事項」欄の該当箇所に下線を引き、吹き出しを付記して示しました。

また、指導基準等確認のための工夫の事例は、「補足情報」、「入力を求める情報」、「確認資料」の3つに色別に分類し、以下の要領で吹き出しにナンバリングしています。

補○-△-□ → 補：補足情報
 ○：指導監督基準No.
 △：調査事項/調査内容/評価事項No.
 □：事例No.

※補○-△-▲-□ → ▲：アルファベット記号の場合もあり

補足情報

【補1-1-1】保育従事者の配置

- 保育従事者が保育とは別の業務を行う場合（例：調理等）、その時間は保育従事者に含むことはできない

【補1-1-2】年齢

- 児童の年齢については、定期利用が多く、クラス編成を行っているような施設については年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えることが原則である。ただし、利用児童の状況等に鑑みこれに該当しないと判断した場合などについては、一律に年度の初日の前日を基準日とせず、施設ごとに基準日を判断することが可能である

【補1-1-3】開所時間

- 主たる開所時間とは、施設の開所時間の内、児童数が多い11時間のこと（認可外保育施設指導監督基準より）※延長時間や土日含む

具体的な事例内容は、上の例示のように吹き出しの番号と「対応」させる形で後続するページに紹介しています。

第1 保育に従事する者の数及び資格

1 保育に従事する者の数

「指導基準等」における該当箇所			
指導基準	調査事項	調査内容	評価基準 評価事項
第1 保育に従事する者の数及び資格	【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】 1 保育に従事する者の数 ○乳児 おおむね3人につき1人以上 ○幼児 ・1、2歳児 おおむね6人につき1人以上 ・3歳児 おおむね20人につき1人以上 ・4歳児以上 おおむね30人につき1人以上 ※ 以下、乳児及び幼児を総称する場合は、「乳幼児」とする。 〔考え方〕 ここでいう保育に従事する者は、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなす。）として上記の人数を確保すること。	保育に従事する者の必要数の算出 ※ 以下、必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下 切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。 補1-1-1 確1-1-1	
		a 調査日の属する月を基準月とし、月極めの利用契約乳幼児数を基礎とする。（以下「基礎乳幼児数」という。） 確1-1-3	・主たる開所時間において、月極契約乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。
		b 時間預かり（一時預かり）がある場合は、基礎乳幼児数に時間預かりの乳幼児数を加えること。（以下「総乳幼児数」という。） 入1-1-3	・主たる開所時間において、総乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。 （保育に従事する者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。）
		c 常時、保育に従事する者が、複数配置されているか。また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しているか。	・契約乳幼児の在籍時間帯に保育に従事する者が1人勤務の時間帯がある。ただし、主たる開所時間を超える時間帯について、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除く。 また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設については、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育に従事する者が1人となる時間帯を最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しないことができる。

第1 保育に従事する者の数及び資格

1 保育に従事する者の数

補足情報

【補1-1-1】保育従事者の配置

- 保育従事者が保育とは別の業務を行う場合（例：調理等）、その時間は保育従事者に含むことはできない（西宮市⁽ⁱ⁾）

【補1-1-2】年齢

- 児童の年齢については、定期利用が多く、クラス編成を行っているような施設については年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えることが原則である。ただし、利用児童の状況等に鑑みこれに該当しないと判断した場合などについては、一律に年度の初日の前日を基準日とせず、施設ごとに基準日を判断することが可能である（新座市⁽ⁱ⁾、志木市⁽ⁱ⁾）

【補1-1-3】開所時間

- 主たる開所時間とは、施設の開所時間の内、児童数が多い11時間のこと（認可外保育施設指導監督基準より）※延長時間や土日含む（西宮市⁽ⁱ⁾）

確認資料

【確1-1-1】職員の勤務時間が分かる資料

- 勤務割表など保育従事者の勤務実態が分かる書類（青森市^(b)）
- 出勤簿（タイムカード、電子出勤簿など）（福岡県^(d)）
- 職員出勤簿、ローテーション表、給料明細書（愛知県^(a)）

【確1-1-2】開所時間の分かる資料

- 施設の開所時間等が分かる書類（パンフレット等）（青森市^(b)）

【確1-1-3】児童の情報

- 児童在籍（出席）簿（愛知県^(a)）
- 受入乳幼児数の分かる書類（青森市^(b)）
- 利用児童の名簿、利用児童の出席簿、利用契約書（福岡県^(d)）

第1 保育に従事する者の数及び資格

1 保育に従事する者の数

入力を求める情報

【入1-1-1】開所時間

- 平日・土曜・日曜・祝日ごとに、通常と時間外の開所時間（※1 愛知県(a)）

【入1-1-2】児童の年齢と人数

- 入所児童の年齢・時間別の人数（※1 愛知県(a)）
- 時間別児童数（※2 川越市(b)）
- 歳児別の定員数（※3 浜松市(c)）
- 月極・時間預かりを分けた年齢別の乳幼児数（※4 青森市(b)）

【入1-1-3】職員の配置

- 時間別児童数に対する職員の必要配置数（※2 川越市(b)）
- 預かり児童数に対する必要保育従事者数（※5 愛知県(a)）

※1 愛知県(a)

保育時間	通常開所時間	時間外(延長)開所時間	備考
平日	: ~ :	: ~ :	
土曜日	: ~ :	: ~ :	
日曜日	: ~ :	: ~ :	
祝日	: ~ :	: ~ :	
休業日			

※2 川越市(b)

年齢区分	月極	時間預かり	計
0歳児	人	人	人
1歳児	人	人	人
2歳児	人	人	人
3歳児	人	人	人
4歳児	人	人	人
5歳児	人	人	人
学童	人	人	人
計	人	人	人

※3 浜松市(c)

4	⑧定員(人)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上(就学前)	学童	計
		()	()	()	()	()	()	()	()	()

※4 青森市(b)

年齢区分	月極	時間預かり	計
0歳児	人	人	人
1歳児	人	人	人
2歳児	人	人	人
3歳児	人	人	人
4歳児	人	人	人
5歳児	人	人	人
学童	人	人	人
計	人	人	人

※5 愛知県(a)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	計
1 一時預かり	人	人	人	人	人	人	人	人
2 月極預かり	人	人	人	人	人	人	人	人
3 午後2時までのもの	人	人	人	人	人	人	人	人
4 午後2時までのもの	人	人	人	人	人	人	人	人
5 午後2時を超えて24時間を超えて継続して預かるもの	人	人	人	人	人	人	人	人
6 月極預かり	人	人	人	人	人	人	人	人
月極契約乳幼児数計	a	b	c	d	e	f	g	
総児童数計(一時預かり+月極契約計)								

第 1 保育に従事する者の数及び資格

2 保育に従事する者の有資格者の数、3 保育士の名称

「指導基準等」における該当箇所			
指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
			評価事項
第 1 保育に従事する者の数及び資格	補1-2-1 確1-2-1 入1-2-1 【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】 2 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。	有資格者の数が保育に従事する者の必要数の3分の1（保育に従事する者が2人の施設又は1のcにより1人が配置されている時間帯については1人）以上いるか。	—
		a 月極契約乳幼児数に対する有資格者の数	・月極契約乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足している。
		b 総乳幼児数に対する有資格者の数 ※ 有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入	・総乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足している。 （有資格者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。）
	3 保育士の名称	確1-3-1 a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	・左記の事項につき、違反がある。 ・左記の事項につき、違反がある。

第1 保育に従事する者の数及び資格

2 保育に従事する者の有資格者の数

補足情報

【補1-2-1】資格の情報

- 有資格者が保育とは別の業務を行う場合（例：調理等）、その時間は保育従事者（有資格者）に含むことはできない（西宮市⁽ⁱ⁾）

確認資料

【確1-2-1】資格者かどうか分かる資料

- 保育士証等の資格証の写し（愛知県^(a)、青森市^(b)、福岡県^(d)）
- 職員名簿（福岡県^(d)）

入力を求める情報

【入1-2-1】資格者数

- 保育従事者の状況（※1 愛知県^(a)）
- 全保育従事者の内訳（※2 青森市^(b)）

※1 愛知県^(a)

1 保育に従事する者の数および資格（続き）							
⑤ 保育従事者の状況							
氏名	年齢	保育士資格 又は看護師 資格の有無 (資格番号)	常勤・ 非常勤 の別	勤務時間	出 勤 日数 の把握	備 考	
				～			
				～			
				～			
				～			

※2 青森市^(b)

⇒ 保育従事者の人数を記入してください。

全保育従事者現数(①)	人	
うち保育士数	人	
うち看護師等数	人	
有資格者計(②)	人	

3 保育士の名称

確認資料

【確1-3-1】施設の情報

- 施設案内（入園のしおりなど）（福岡県^(d)）

第2 保育室等の構造、設備及び面積

1 保育室の面積

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
			評価事項
第2 保育室等の構造、設備及び面積	【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】 1 保育室の面積 〔考え方〕 保育室面積：当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等は含まない。 補2-1-1 確2-1-1 入2-1-1 入2-1-2	保育室の面積は、おおむね入所乳幼児1人当たり1.65㎡以上確保されているか。	
		a 月極契約乳幼児数についての1人当たりの面積	・不足している。
		b 総乳幼児数についての1人当たりの面積	・不足している。 (総乳幼児数に対して保育室面積が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。)

第2 保育室等の構造、設備及び面積

1 保育室の面積

補足情報

【補2-1-1】面積の算出方法

- 保育室内のピアノ等の重量物や棚などは保育室面積から除く（西宮市⁽¹⁾）
- 面積は、内法面積（壁や柱で囲まれた内側で測定した面積）から、造付け・固定造作物（ロッカー、収納スペース、児童用荷物収納棚、手洗い器等）やピアノ・オルガン等を除いた有効面積で算出する（志木市⁽¹⁾）

確認資料

【確2-1-1】建物の図面

- 建築図面（平面図）（愛知県^(a)）
- 施設内の部屋割り、面積等が分かる図面（青森市^(b)）
- 施設の構造が分かる書類（平面図など）（福岡県^(d)）

入力を求める情報（1/2）

【入2-1-1】建物の構造及び形態

- 建物の構造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、れん瓦造、木造、その他）、建物の形態（専用建物、集合住宅、事務所ビル、業務用ビル、その他）、立地場所（住宅地、オフィス街、商店街、工業地、駅ビル・駅隣接、その他）を選択（※1 浜松市^(e)）

※1 浜松市^(e)

屋外遊戯場 （園庭）	有（ ㎡）	無	無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所	有・無
建物の構造	鉄骨造 木造 その他（ ）	鉄筋コンクリート造 れん瓦造	階段で建物のうち、使用階	
建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他（ ）			
立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他（ ）			

- 建物の形態
貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。
- ・専用建物……………保育専用に使っている一戸建て施設
 - ・集合住宅……………マンション等の一部を保育に使っている場合
 - ・事務所ビル……………事務所が主なビルの一部を保育に使っている場合
 - ・業務用ビル……………事務所ビル以外のビルの一部を保育に使っている場合
 - ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの
- 立地場所
貴施設の立地場所について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。
- ・住宅地……………住宅が主となる場所
 - ・オフィス街……………事務所や会社が建ち並んでいる場所
 - ・商店街……………商店が建ち並んでいる場所。駅建物内や駅前がある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で囲んでください。
 - ・工業地……………工場が主となる場所
 - ・駅ビル・駅隣接……………駅舎と一体となったビル、駅近隣となる場所（近隣の目安は駅から徒歩5分以内。）
 - ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

第2 保育室等の構造、設備及び面積

1 保育室の面積

入力を求める情報（2/2）

【入2-1-2】各種面積

- 建物の構造、建物の形態、保育室等（乳児室、ほふく室、遊戯室等を含む。）の状況、必要面積（※2 青森市^(b)）
- 保育室面積（※3 川越市^(f)）
- 月極契約乳幼児数と総乳幼児数それぞれに対する面積（※4 愛知県^(a)）
- 項目ごとに面積を算出し、合計面積を記入（※5 浜松市^(e)）
 - ・ 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室における各階の部屋ごとの面積、児童用便所、調理室、医務室、その他の面積、屋外遊技場（園庭）の面積

※2 青森市^(b)

⇒ 自主点検表作成日時点の面積、人数で記入、計算してください。

建物の構造	階建て	階使用	鉄筋・鉄骨・木造・その他（ ）
建物の形態	雑居ビル・集合住宅・個人住宅・専用建物・その他（ ）		
保育室等（乳児室、ほふく室、遊戯室等を含む。）の状況	部屋数	室	面積
必要面積	乳幼児数 （月極・時間預かりの合計）	人×1.65㎡	㎡

※3 川越市^(f)

⇒ 面積及び人数を記入してください。

★6人以上の施設

保育室面積： _____ ㎡
月極契約乳幼児数： _____ 人
総乳幼児数： _____ 人

- 概ね入所乳幼児1人当たり1.65㎡以上確保することが必要です。
- 月極契約乳幼児数及び総乳幼児数のいずれについても1人当たりの面積を満たす必要があります。

※4 愛知県^(a)

① 保育室の面積は、概ね乳幼児1人あたり1.65

㎡以上あるか。

* 月極契約乳幼児数に対して

() ㎡/月極児 () 人 = ()

* 総乳幼児数に対して

() ㎡/総児童 () 人 = ()

※5 浜松市^(e)

室名	1 部屋目	㎡ < 設置階	1 階・2 階・3 階・4 階以上
ア 乳児室	2 部屋目	㎡ < 設置階	1 階・2 階・3 階・4 階以上
	3 部屋目	㎡ < 設置階	1 階・2 階・3 階・4 階以上
	4 部屋目	㎡ < 設置階	1 階・2 階・3 階・4 階以上
	5 部屋目	㎡ < 設置階	1 階・2 階・3 階・4 階以上
	ア～キ 計	㎡	
エ 児童用便所	1 部屋目	㎡ < 便器の数	個
	2 部屋目	㎡ < 便器の数	個
	3 部屋目	㎡ < 便器の数	個
オ 調理室	㎡		
カ 医務室	㎡		
キ その他	㎡		
ア～キ 計	㎡	※認可外保育施設として使用する面積と一致	
屋外遊技場 <園庭>	有() ㎡	無	→ 無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所 有・無

第2 保育室等の構造、設備及び面積

1 保育室の面積

有識者検討会の委員の中には保育室等の面積を内法で算出している事例あり

有識者検討会の委員の方が所属する自治体における事例

- 所属自治体においては内法面積で算出している。立入調査当日に現場を確認した際、狭くみられる場合やベビーベッドが埋め尽くされていて有効面積が足りないおそれがあるような場合は現場の判断で指導している。（委員ご意見より）

	専用設備					
	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室	調理室	医務室	児童用便所
	室名	保育室等	乳児室	ほふく室	保育室又は遊戯室	
	室数	室	室	室	室	室
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
(27) 施設・設備	室名	調理室	医務室	便所	その他	合計
	室数	室	室	室		
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	屋外遊び場（園庭）	有（ m ² ）	無 →	無の場合の公園等付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所		有・無
	建物の構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 木造 その他（ ）	れん瓦造	便器 個		建物の階
	建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他（ ）				
	立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他				

調査事項	調査内容	適否	調査メモ		指摘確認
②保育室等の設備及び面積等の確認	保育室の面積は、おおむね入所乳幼児1人あたり1.65m ² 以上確保されているか。 ※ P.5(27) 施設・設備⇒専用施設⇒保育室等の面積より下回ってれば適	適・否	P2(15)定員数 人	×1.65	m ²
		適・否	P2(16)児童数 人	×1.65	m ²

各部屋における面積を記載し、合計値を算出
（内法面積での算出結果を記載）

第2 保育室等の構造、設備及び面積

5 便所

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
			評価事項
第2 保育室等の構造、設備及び面積	5 便所 (1) 便所の手洗設備 便所と保育室及び調理室との区画 便所の安全な使用の確保	a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。	・便所用の手洗設備が設けられていない。
		b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。	・手洗設備が不衛生（十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。）
		c 便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。	・便所が、保育室及び調理室と区画されていない。
			・便所が不衛生（十分に清掃がなされていない。）
	(2) <u>便器の数</u>	a 便器の数が、おおむね幼児20人につき1以上であるか。 ※ 特に支障がない場合便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。	・基準より便器の数が大きく不足している。

入2-5-1

第2 保育室等の構造、設備及び面積

5 便所

入力を求める情報

【入2-5-1】トイレ数及び面積

- トイレの数（※1川越市^(f)）
- 便器の数および面積（※2浜松市^(e)）
- 洋式、和式、おまる、男性用小便器の数（※3青森市^(b)）

※1川越市^(f)

⇒ 基
※ 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ない場合については、必要数を下回っていても差し支えない。

※2浜松市^(e)

工 児 童 用 便 所	1 部屋目		m ² （ 便器の数		個 ）
	2 部屋目		m ² （ 便器の数		個 ）
	3 部屋目		m ² （ 便器の数		個 ）

※3青森市^(b)

⇒ トイレの数、使用状況を記入してください。

区分	個数	区分	個数
乳幼児専用計（①）	個	乳幼児・職員兼用計（②）	個
うち洋式トイレ	個	うち洋式トイレ	個
うち和式トイレ	個	うち和式トイレ	個
うち男性用小便器	個	うち男性用小便器	個
その他（おまる等）	個	職員専用計	個
乳幼児が使用できるトイレの合計（①＋②）			個

第3 非常災害に対する措置

1 (1) 消火用具の設置 (2) 非常口の設置

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
			評価事項
【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】 第3 非常災害に対する措置	1 (1) 消火用具の設置 確3-1-(1)-1 入3-1-(1)-1	a 消火用具が設置されているか。	・消火用具がない又は消火用具の機能失効。
		b 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・消火用具の設置場所等につき、周知されていない。
	(2) 非常口の設置 入3-1-(2)-1	a 非常口は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。 ※ 2階以上の施設については、指導基準第4により評価を行うものとする。	・保育室を1階に設けているが、適切な退避用経路がない。 確3-1-(2)-1

第3 非常災害に対する措置

1 (1) 消火用具の設置

確認資料

【確3-1-(1)-1】消火用具

- 消火器の有効期限・点検整備の有無等の確認（愛知県^(a)）

入力を求める情報

【入3-1-(1)-1】消火用具

- 消火器、火災報知機、誘導灯（標識）の数と場所（※1 青森市^(b)）

※1 青森市^(b)

⇒ 設置されている消火用具の状況を記入してください。

消火用具	個数	設置場所
消火器		
火災報知機		
誘導灯（標識）		
その他		

(2) 非常口の設置

確認資料

【確3-1-(2)-1】避難経路

- 避難経路の確認（愛知県^(a)）

入力を求める情報

【入3-1-(2)-1】非常口

- 非常口の数と設置場所（※2 青森市^(b)）

※2 青森市^(b)

⇒ 玄関以外の非常口の状況を記入してください。

玄関以外の非常口 等の箇所数	設置場所

第3 非常災害に対する措置

2 (1) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
			評価事項
【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】 第3 非常災害に対する措置	2 (1) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定 補3-2-(1)-1 補3-2-(1)-2 確3-2-(1)-1 入3-2-(1)-1	a【30人以上の施設】 具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。 ※ 消防法上30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましい。 ※ 消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。 【30人未満の施設】 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。 ※ 消防計画が作成されている場合は消防計画で可能。	【30人以上の施設】 ・具体的計画（消防計画）を作成、届出をしていない。 【30人未満の施設】 ・具体的計画を作成していない。
		b 防火管理者の選任、届出が行われているか。 ※ 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。30人未満の施設であっても乳幼児の安全確保の観点から、届出を行うことが望ましい。 確3-2-(1)-2	・30人以上の施設であって選任、届出をしていない。

第3 非常災害に対する措置

2 (1) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定

補足情報

【補3-2-(1)-1】消防計画または非常災害対策計画

- 火災に対処するための計画のみではなく、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画（非常災害対策計画）を施設の状況や地域の状況を踏まえて策定しているか（千葉県^(c)）
- 地震対策（室内対策・備蓄品・避難場所等）ができているか（高知市^(g)）

【補3-2-(1)-2】避難確保計画

- 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に所在し、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められている場合、避難確保計画を作成し、市町村に報告しているか※洪水時等の避難確保計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行う（千葉県^(c)）
- 防災マップ上の災害のおそれがある区域に立地する施設はその施設規模に関わらず「避難確保計画」の作成・届出も必要（西宮市⁽ⁱ⁾）

確認資料

【確3-2-(1)-1】消防計画または非常災害対策計画

- 消防計画または具体的計画（愛知県^(a)）
- 消防計画（作成）変更届出書、災害マニュアル等（青森市^(b)）
- 消防計画、消防署への届出書（福岡県^(d)）

【確3-2-(1)-2】防火管理者

- 防火管理者選任届出書（愛知県^(a)、青森市^(b)）

第3 非常災害に対する措置

2 (1) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定

入力を求める情報

【入3-2-(1)-1】消防計画または非常災害対策計画、防火管理者

- 非常災害に対する具体的計画の周知方法（※ 1 川越市^(f)）
- 防火管理者職の氏名、届出年月日（※ 1 川越市^(f)）
- 非常災害に対する計画の所轄消防署への届出年月日（※ 2 千葉県^(c)）

※ 1 川越市^(f)

具体的計画を職員に周知していますか。	はい・いいえ	⇒ 周知方法 ○ 具体的計画を職員に配布したり、見えやすいところに掲示したりしてください。また、緊急連絡網や避難経路は、職員に異動があった場合には、そのつと整備し、職員に周知してください。	
【従業員を含め収容人員30人以上の場合】 防火管理者を選任し、所轄の消防署に届け出ていますか。	はい・いいえ・該当なし	⇒ 防火管理者職・氏名： _____ 届出年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※ テナントのオーナーや管理組合等が防火管理者になっている場合は、届出がされていることを確認しその内容を記載してください。 ○ 防火管理者は、職場における防火管理業務全般について強い権限が与えられています。異動等で防火管理者が欠けた場合は、直ちに選任し、所轄消防署に届け出る必要があります。	消防法第8条 消防法施行令第3条、3条の2

※ 2 千葉県^(c)

【収容人員30人未満の施設】 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。 ※ 消防計画が作成されている場合は消防計画で可能。収容人員30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から消防計画の作成・届出が望ましい。	【収容人員30人未満の施設】 ・ 具体的計画を作成しているか。 ・ 所轄消防署への届出年月日	「 いる 「 いない 年 月 日
--	---	--------------------------------

第3 非常災害に対する措置

2 (2) 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
			評価事項
【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】 第3 非常災害に対する措置	(2) 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施 確3-2-(2)-1 入3-2-(2)-1	a 訓練は毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。	・訓練が1年以内に1回も実施されていない。
			・訓練がおおむね毎月実施されている状況にない。

第3 非常災害に対する措置

2 (2) 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施

確認資料

【確3-2-(2)-1】避難訓練

- 避難及び消火に対する訓練実施記録等（愛知県^(a)）
- 避難訓練等の実施状況を記録した書類（青森市^(b)、福岡県^(d)）

入力を求める情報（1/2）

【入3-2-(2)-1】避難訓練

- 実施回数、消防署への届出回数（※1 川越市^(f)）
- 避難及び消火に対する訓練を毎月1回以上定期的に実施し、その訓練の結果を記録しているか（※2 愛知県^(a)）
- 避難消火訓練の実施回数、うち図上訓練回数（※3 浜松市^(e)）

※1 川越市^(f)

前年度の訓練の実施回数を記入してください。

実施回数	避難訓練		☐
	消火訓練		☐
	通報訓練		☐
消防署への届出回数			☐

※2 愛知県^(a)

避難及び消火に対する訓練を毎月1回以上定期的に実施し、その訓練の結果を記録しているか。	いる・いない
（直近の訓練日：令和 年 月 日）	

※3 浜松市^(e)

⑦ 避難消火訓練	実施	（ 実施回数	回／年	・うち、図上訓練	回／年）
----------	----	--------	-----	----------	------

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

1 保育室が2階の場合の条件

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
			評価事項
【1日に保育する乳幼児6人以上の施設が対象】	1 保育室が2階の場合の条件	入4-1-1 a 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。 b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。 なお、保育室を2階に設ける建物が右記イ及びロのいずれも満たさない場合においては、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施に特に留意すること。 ※ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等で確認すること。 確4-1-1	・転落防止設備がない。
			・下記のイ及びロのいずれも満たしておらず、かつ、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施がなされていない。 イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。 ロ 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていること。 常用 ①屋内階段 ②屋外階段 避難用 ①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②待避上有効なバルコニー ③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④屋外階段

※「保育室が3階、4階の場合の条件」も同様の内容であるため上記表に包含

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

1 保育室が2階の場合の条件

確認資料

【確4-1-1】図面

- 建築図面（平面図）（愛知県^(a)）

入力を求める情報

【入4-1-1】転落防止設備

- 乳幼児の転落事故を防止する設備の状況（※1 青森市^(b)）
- 常用及び避難用の設置されている施設及び設備（※2 青森市^(b)）

※1 青森市^(b)

⇒ 乳幼児の転落事故を防止する設備の状況を記入してください。

保育室	☐ 有	☐ 無	その他（乳幼児が出入りし又通行する場所）	☐ 有	☐ 無
-----	----------------------------	----------------------------	----------------------	----------------------------	----------------------------

※2 青森市^(b)

常用	①	屋内階段
	②	屋外階段 ※避難用との重複不可
避難用	①	屋内避難階段又は屋内特別避難階段
	②	避難上有効なバルコニー
	③	準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
	④	屋外階段 ※常用との重複不可

⇒ 常用及び避難用の設置されている施設及び設備の番号を記入してください。

常用		避難用	
----	--	-----	--

第5 保育内容

1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準 評価事項
第5 保育内容	【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】 1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。 補5-1-1 確5-1-1 入5-1-2	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫しているか。 b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。 (a) カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。 (b) 必要に応じ入所（利用）乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。 (c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。 (d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。 c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。 d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※ テレビは含まない。 補5-1-2 入5-1-1 留意事項3	・左記b～dの事項を満たしていること。（実際の指導等は、b～dの事項について、それぞれ実施する。） 留意事項2 ・デイリープログラム等が作成されていない。 ・汚れたときの処置が不適当 （特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。） ・屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。（幼児） ・外気浴の機会が適切に確保されていない。（乳児） （特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。） ・テレビやビデオを見せ続けている。 留意事項1 ・一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。 （特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。） ・遊具がない。 ・遊具につき、改善を要する点がある。年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等。 ・大型遊具を備える場合にあっては、その安全性に問題がある。

第5 保育内容

1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。

補足情報

【補5-1-1】保育所保育指針

- 月極契約を行う施設は週案、月案、年案を作成すること（愛知県^(a)）
- カリキュラム（日案・週案・月案等）が、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか（高知市^(a)）
- 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であると認識することが必要である。児童への適切な関わりについて理解するには「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」を理解することが不可欠である（志木市⁽ⁱ⁾）

【補5-1-2】遊具

- 遊具等の例：ブロック、積み木、パズル、ボール、ぬいぐるみ、ままごと、絵本、室内用すべり台、マット、とび箱、楽器、机、椅子、食器、コップ、ベビーベッド、パーティションなど（青森市^(b)）
- 年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要である。なお、大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠である（青森市^(b)）
- 遊具には玩具も含む（西宮市^(j)）

確認資料

【確5-1-1】保育の記録

- 保育計画（年間計画、月案、デイリープログラム等）、保育日誌（福岡県^(d)）
- デイリープログラム、保育計画（週案、月案、年案）（愛知県^(a)）
- 遊具、保育用品の消毒の記録等、点検結果の記録等（愛知県^(a)）

入力を求める情報

【入5-1-1】遊具

- 備えられている遊具等（※ 1 青森市^(b)）

【入5-1-2】外遊び、外気浴

- 屋外遊技場無の場合、公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所の有無（※ 2 浜松市^(e)）
- 沐浴施設、沐浴の実施、外気浴の実施、睡眠の場所、睡眠時間（※ 3 青森市^(b)）
- 戸外での主な遊び場所、外遊び内容（※ 3 青森市^(b)）

※ 1 青森市

➡ 備えられている遊具等を記入してください。

※ 遊具等の例	
ブロック、積み木、パズル、ボール、ぬいぐるみ、ままごと、絵本、室内用すべり台、マット、とび箱、楽器、机、椅子、食器、コップ、ベビーベッド、パーティションなど	

※ 3 青森市

➡ 沐浴施設の状態等について記入してください。

沐浴施設	☐ 有	☐ 無
沐浴の実施	☐ 有	☐ 無
外気浴の実施	☐ 有	☐ 無
睡眠の場所		
睡眠時間		

※ 睡眠の場所は、保育室等と記入してください。
※ 睡眠時間は、〇時から〇時までと記入してください。年齢により時間が異なる場合は、年齢ごとの睡眠時間を記入してください。

➡ 外遊びの状態を記入してください。

戸外での主な活動場所	
外遊びの内容	

※ 2 浜松市^(e)

屋外遊技場（公園）	有	無	→ 無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所	有・無
-----------	---	---	-----------------------------------	-----

第5 保育内容

1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。

本調査研究の有識者検討会において以下のような意見がございましたので、適宜参考にしてください

留意事項1 ～テレビ等の扱いについて～

- テレビやDVD視聴等については、視聴時間、内容、保育で活用する場面等は書面での確認は難しいため、直接話を聞きながら確認することが重要である

留意事項2 ～遊びについて～

- 単に遊具の種類を揃えるのではなく、どのように遊具を提供しているのかが重要で、子どもが自分自身で遊具を選んで使える遊びの環境が整っているのかは、非常に大切である

留意事項3 ～遊具について～

- 遊具は、年齢に応じた玩具が備えられ、木材などの素材にも気を配った保育環境が望ましい。いわゆるプラスチックの安価な景品のようなおもちゃが置かれているのではなく、例えば低年齢の子ども向けには布や木等の様々な材質から多様な感触を子どもが味わえるような工夫がされていることが重要である

第5 保育内容

2 保育に従事する者の保育姿勢等

(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上 (2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮 (3) 児童相談所等の専門的機関との連携

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	留意事項6	評価基準
			留意事項6	評価事項
第5 保育内容	2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。		・施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めていない。
		b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	留意事項5	留意事項4
	(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。		・配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等
	(3) 児童相談所等の専門的機関との連携	a 入所（利用）乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。		・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。

第5 保育内容

2 保育に従事する者の保育姿勢等

(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上 (2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮 (3) 児童相談所等の専門的機関との連携

補足情報

【補5-2-(1)-1】職員の研修

- 保育中の事故防止、衛生管理及び救急救命等について、施設・職員間で研修等により周知されているか（千葉県^(c)）
- 過去2年において、保育に関する研修に参加できているか（高知市^(d)）

【補5-2-(2)-1】児童への配慮

- 配慮に欠ける行為の例：①身体的苦痛を与える（しつけと称したものも含む）②ネグレクト③差別的処遇④言葉の暴力（川越市^(d)）
- 虐待等を発見した場合の対応方法や連絡先が施設・職員間で周知されているか（千葉県^(c)）

確認資料

【確5-2-(1)-1】職員の研修

- 研修報告書、研修資料等（愛知県^(a)）
- 外部研修に参加したことが分かる書類（青森市^(b)）
- 施設内研修の実施状況が分かる書類（青森市^(b)）
- 研修の実施記録、研修に用いた資料、研修に参加した記録（出張命令・復命、参加を証する書類など）、苦情等の記録、施設職員による虐待防止措置に関する資料（福岡県^(d)）

【確5-2-(3)-1】連絡先

- 児童相談所等の専門的機関の連絡先一覧表（愛知県^(a)）
- 関係機関の連絡先を記録した書類 ※関係機関とは消防署、病院、児童相談所等（福岡県^(d)）

第5 保育内容

2 保育に従事する者の保育姿勢等

(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上 (2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮 (3) 児童相談所等の専門的機関との連携

入力を求める情報

【入5-2-(1)-1】研修受講状況

- 前年度に実施または参加した研修 (※ 1 川越市^(f))
- 研修名、研修年月、参加者数 (※ 2 浜松市^(e))
- 外部研修の研修日、参加者職員氏名、研修名 (※ 3 青森市^(b))
- 内部研修の研修日、研修参加人数、研修内容 (※ 3 青森市^(b))

※ 1 川越市^(f)

前年度に実施または参加した研修	
実施日	研修内容

※ 2 浜松市^(e)

⑨ 職員の研修等の参加状況	参加 (研修名等: 年 月 参加者数 (名))
	(研修名等: 年 月 参加者数 (名))
	(研修名等: 年 月 参加者数 (名))

【⑨】職務に従事する全ての職員（施設長・事業所長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。ベビーシッターの場合で、個人で事業を実施している場合は当該個人の参加状況を記入してください。
※ 1 日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

※ 3 青森市^(b)

⇒ 施設長、保育士等の外部研修参加状況を記入してください。
(昨年度から自主点検表作成時点までの状況を日付順に記入)

研修日	参加者職氏名	研修名

※欄が不足する場合は、別紙に記載するなどしてください。

⇒ 施設内研修の実施状況を記入してください。
(昨年度から自主点検表作成時点までの状況を日付順に記入)

研修日	研修参加人数	研修内容

※欄が不足する場合は、別紙に記載するなどしてください。

第5 保育内容

2 保育に従事する者の保育姿勢等

(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上 (2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮 (3) 児童相談所等の専門的機関との連携

本調査研究の有識者検討会において以下のような意見がございましたので、適宜参考にしてください

留意事項4 ～研修成果の施設内活用について～

- 外部研修に関して、施設によっては研修に参加する者が限られていることがある。全ての職員が研修を受ける機会が得られ、また、そこで得た情報や学びを施設内で活用していくことを直接話をしながら確認することも重要である
- 保育所においては、保育実践の質及び専門性の向上に向けて組織的な取組が求められている。体系的な研修計画を作成し、日常的に職員同士が学び合う職場における研修のほかに、関係機関等による外部研修への参加機会が特定の職員に偏ることなく確保され、そこで得た知識及び技能をほかの職員と共有し、実践に活かしていくことが重要である

留意事項5 ～保育内容等の評価と評価に基づく改善について～

- 保育に関しては、保育日誌などで子どもの様子を記録することとされているが、それをもとに保育士自身の自己評価、保育施設として全職員の対話を通じた共通理解や評価を行っていることが重要である
- 保育士等は、保育の計画の展開や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価を行うことによって、専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならないとされている。また、保育所は、保育士等の自己評価を踏まえて、保育内容等の自己評価を行い、その結果を公表することが求められており、評価に基づく改善に全職員が共通理解をもって取り組むことが重要である

留意事項6 ～保育に従事する者の保育姿勢等～

- 保育に従事している者は、髪の毛や服装等、清潔な身なりに気を配っており、子どもに温かく、丁寧な対応を心掛けているか等を確認することも重要である

第5 保育内容

3 保護者との連絡等

(1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施 (2) 保護者との緊急時の連絡体制 (3) 保育室の見学

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
			評価事項
第5 保育内容	3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。	・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることに心がけていない。
	(2) 保護者との緊急時の連絡体制	a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・保護者の緊急連絡表が整備されていない。
	(3) 保育室の見学	a 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。	・保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。

確5-3-(2)-1
入5-3-(2)-1

第6 給食

1 衛生管理の状況

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
			評価事項
第6 給食 入6-1-2	1 衛生管理の状況 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	a 食器 また、哺乳ビンを使用することによく洗い、滅菌しているか。類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。	・使用することによく洗っていない。十分な殺菌又は滅菌が行われていない。
		b 調理室が清潔に保たれているか。	・汚れている。残飯等が放置されている。
			・不適切な事項がある。
		c 調理方法が衛生的であるか。	・汚れている。残飯等が放置されている。
			・不適切な事項がある。
		d 配膳が衛生的であるか。	・汚れている。残飯等が放置されている。
			・不適切な事項がある。
		e 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。	・（十分な消毒がなされずに）共用されることがある。
		f 原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。	・冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。

補6-1-1

第6 給食

1 衛生管理の状況

補足情報

【補6-1-1】食品の保存

- 給食を施設内で調理している場合、保存食（－20度以下・2週間以上）を実施すること。食中毒が発生した場合にその原因を見つけるためのものであるため、食材及び調理後の完成品のそれぞれについて、検査サンプルとして十分な分量（概ね30グラム）の保存が必要（愛知県^(a)）
- 原材料及び調理済食品を食品ごとに50グラム程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、専用冷凍庫に－20度以下で2週間以上保存しているか（佐世保市^(k)）

入力を求める情報

【入6-1-1】食器・食品

- 食器の殺菌方法・保管場所（※ 1 愛知県^(a)）
- 食品の保存方法（※ 2 川崎市^(l)）
- 食器・哺乳瓶の消毒方法、食器の保管場所（※ 3 青森市^(b)）

【入6-1-2】給食の実施状況

- 内部調理、完全給食、副食給食、調乳のみ、外部管理、弁当持参（※ 4 愛知県^(a)、青森市^(b)）

※ 1 愛知県^(a)

（殺菌方法－ ）

※ 2 川崎市^(l)

⇒ 保存方法

※ 3 青森市^(b)

⇒ 各区分ごとの消毒方法を記入してください。

区分	消毒方法	消毒頻度
食器	☐ 煮沸消毒 ・ ☐ 薬液消毒 ・ ☐ その他（ ）	
哺乳ビン	☐ 煮沸消毒 ・ ☐ 薬液消毒 ・ ☐ その他（ ）	
※ 食器類はよく洗い、十分に殺菌したものを使用すること。 ※ ふきん、まな板、なべ等も定期的に消毒を行うこと。 ※ 哺乳ビンを使用することによく洗い、滅菌すること。 ⇒ 手洗い設備等の状況を記入してください。		
手洗い設備	☐ 有 ・ ☐ 無	食器の保管場所

○ 食器類や哺乳ビンを十分な消毒をせずに、乳幼児や保育従事者の間で共用することは不適切である。

※ 4 愛知県^(a)

給食の実施状況	内部調理 ☐ 完全給食 ・ ☐ 副食給食 ・ ☐ 調乳のみ
外部調理	具体的に記入（ ）

⇒ 「いいえ」の場合、対応状況を記入してください。

☐ 弁当持参 ・ ☐ その他（ ）

○ 衛生管理や食事内容の検討等に取り組むに当たっては、保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月厚生労働省）、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）（平成31年4月厚生労働省）を参考にすること。

第6 給食

2 食事内容等の状況（1）乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
			評価事項
第6 給食	2 食事内容等の状況 （1）乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容	a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。	・配慮されていない。
		b 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。	
		〔市販の弁当等の場合〕 c 乳幼児に適した内容であるか。	・配慮されていない。
		d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップ後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。

確6-2-(1)-1
入6-2-(1)-1
留意事項7

第6 給食

2 食事内容等の状況（1） 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容

確認資料

【確6-2-(1)-1】アレルギー疾患者の対応確認資料

➤ アレルギーへの対応方法の確認（愛知県^(a)）

入力を求める情報

【入6-2-(1)-1】アレルギー疾患者の対応

➤ アレルギー疾患のある乳幼児の対応方法（※1 青森市^(b)）

➤ アレルギー疾患等に対する対処方法（※2 川越市^(f)）

※1 青森市^(b)

○ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。

⇒ 給食等の状況を記入してください。

乳児と幼児の食事の区別	☐ 有 ・ ☐ 無
アレルギー疾患のある乳幼児の有無	☐ 有 ・ ☐ 無
上記が有の場合 の対応方法	

※2 川越市^(f)

⇒ 対応方法

第6 給食

2 食事内容等の状況（1） 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容

本調査研究の有識者検討会において以下のような意見がございましたので、適宜参考にしてください

留意事項 7 ～健康状態等に配慮した食事内容について～

- アレルギーの子どもへの食事提供については、具体的な方法（保護者と調理員との連携、調理員と保育士と連携、食器や調理器具の扱い等）を確認することも重要である。また、アレルギー食の子どもが孤立して食事をするにならないような配慮や工夫がされているか等も確認することが望ましい。

第6 給食

2 食事内容等の状況（2） 献立に従った調理

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
			評価事項
第6 給食	(2) 献立に従った調理	a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。	・献立が作成されていない。
			・献立に従った調理が適切に行われていないことがある。

補6-2-(2)-1
補6-2-(2)-2
確6-2-(2)-1
入6-2-(2)-1

第6 給食

2 食事内容等の状況（2） 献立に従った調理

補足情報

【補6-2-(2)-1】献立

- 乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を満たす献立の作成に努めること（西宮市⁽ⁱ⁾）

【補6-2-(2)-2】検食の実施

- 食事の提供前に検食を行い、検食を行った時間、検食者の意見など、検食の結果を検食簿等に記録しているか（佐世保市^(k)）
- 施設で調理をしている場合、検食を実施し、検食簿として記録を残しているか（高知市^(g)）

確認資料

【確6-2-(2)-1】献立・食事の記録

- 献立表（愛知県^(a)、青森市^(b)）
- 献立表・給食に関する記録（給食日誌等）（福岡県^(d)）
- 保護者への給食内容を連絡した書類（給食だより等）（福岡県^(d)）

入力を求める情報

【入6-2-(2)-1】献立作成者及び費用

- 献立の作成者、給食の業者及び1食あたりの価格（※1 愛知県^(a)）

※1 愛知県^(a)

① 実施状況

区分	朝食	昼食	夕食	おやつ
乳児	有・無	有・無	有・無	有・無
幼児	有・無	有・無	有・無	有・無

保育施設での調理	有・無	有・無	有・無	有・無
調理無の場合	保護者持込の弁当・業者納入の弁当・社員食堂（病院の給食部門）で調理			
調理有の場合	献立	有（作成者）・無	有・無	

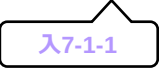
給食業者名・価格

（業者名： ）（価格： 1食 円）

第7 健康管理・安全確保

1 乳幼児の健康状態の観察、 2 乳幼児の発育チェック

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
			評価事項
第7 健康管理・安全確保	1 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察 	a 登園の際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・十分な観察が行われていない。 
		b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・十分な観察が行われていない。 ・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない
	【居宅訪問型事業は対象外】 2 乳幼児の発育チェック 	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	・基本的な発育チェックを全く行っていない。 ・基本的な発育チェックを毎月行っていない。

第7 健康管理・安全確保

1 乳幼児の健康状態の観察、 2 乳幼児の発育チェック

確認資料

【確7-1-1】連絡帳等

- 連絡帳等（愛知県^(a)）
- 連絡帳、健康状態を記録した書類、与薬に関する書類（与薬依頼票等）（福岡県^(d)）

【確7-2-1】発育の分かる資料

- 発育チェック表等（愛知県^(a)）
- 身長・体重等の発育状況を記録した書類（福岡県^(d)）

入力を求める情報

【入7-1-1】乳幼児の健康管理

- 報告方法、報告内容（※ 1 川越市^(f)）

※ 1 川越市^(f)

⇒ 報告の方法
報告内容

※例：体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等

Ⅲ 指導基準等確認のための工夫

第7 健康管理・安全確保

3 乳幼児の健康診断

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準 評価事項
第7 健康管理・安全確保	【 居宅訪問型事業は対象外 】 3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、学校保健法に規定する健康診断に準じて実施	a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。 b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施） ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。 c 入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。	・入所（利用開始）時に実施されていない。ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。 ・全く実施されていない。 ・1年に1回しか実施していない。 ・健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。 ・緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。 ・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。

入7-3-2

確7-3-1

入7-3-3

入7-3-1

第7 健康管理・安全確保

3 乳幼児の健康診断

確認資料

【確7-3-1】健康診断書

- 健康診断書、母子手帳の写し、一覧表（愛知県^(a)）
- 健康診断表等健康診断の実施状況が分かる書類（青森市^(b)）
- 健康診断受診項目一覧、健康診断書又は母子健康手帳の写し、健康診断の状況を記録した書類（児童台帳など）、利用者に対し健康診断の受診を案内した書類（福岡県^(d)）

入力を求める情報（1/2）

【入7-3-1】職員への周知方法

- 乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育従事者への周知方法（※ 1 川越市^(f)）

※ 1 川越市^(f)

⇒ 職員への周知方法

第7 健康管理・安全確保

3 乳幼児の健康診断

入力を求める情報（2/2）

【入7-3-2】健康診断実施状況

- 直近2回の診断年月日（※2 愛知県^(a)）
- 前年度の健康診断実施日、前年度の歯科検診実施日、当日欠席園児への対応方法（※3 川越市^(d)）
- 前年度と今年度の健康診断の実施の有無（内科・歯科）、受診医療機関（※4 青森市^(b)）
- 入所時の健康診断確認方法、直近2回の健康診断年月日、実施方法（※5 新潟市^(h)）

【入7-3-3】提携先医療機関情報

- 提携医療機関の機関名、所在地、電話番号、提携概要（※6 浜松市^(e)）

※2 愛知県^(a)

- ⑤ 乳幼児について、1年に2回の健康診断が実施されているか。また、その結果を保存しているか。
- （直近2回の診断日：令和 年 月 日
令和 年 月 日）
- 施設で健康診断を直接実施できない場合は、保護者から母子健康手帳の写しや健康診断書を提出してもらい、それらを保存しているか。

※3 川越市^(d)

- ⇒ 前年度の健康診断実施日 前年度の歯科検診実施日
① 年 月 日 ① 年 月 日
② 年 月 日 ② 年 月 日
- ⇒ 当日欠席園児への対応方法
- 少なくとも1年に2回以上の健康診断を実施してください。
○ 健康診断の結果は、適正に記録され、保育に活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日々の健康管理に有効活用できるようにしてください。
○ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けてください。

※4 青森市^(b)

⇒ 利用開始時の健康診断の実施状況を記入してください。

健康診断の実施有無	内科	☐ 有	☐ 無	受診医療機関	
	歯科	☐ 有	☐ 無	受診医療機関	
無の場合の対応状況	☐ 母子手帳の確認及び写しの保存 ☐ 保護者から診断書の提出を受ける				

⇒ 定期健康診断の実施状況を記入してください。

〔前年度の状況〕

《内科》

1回目	☐ 有	☐ 無	実施日	令和 年 月 日	受診医療機関	
1回目無の場合の対応状況	☐ 母子手帳の確認及び写しの保存 ☐ 保護者から診断書の提出を受ける					
2回目	☐ 有	☐ 無	実施日	令和 年 月 日	受診医療機関	
2回目無の場合の対応状況	☐ 母子手帳の確認及び写しの保存 ☐ 保護者から診断書の提出を受ける					

《歯科》

1回目	☐ 有	☐ 無	実施日	令和 年 月 日	受診医療機関	
1回目無の場合の対応状況	☐ 母子手帳の確認及び写しの保存 ☐ 保護者から診断書の提出を受ける					
2回目	☐ 有	☐ 無	実施日	令和 年 月 日	受診医療機関	
2回目無の場合の対応状況	☐ 母子手帳の確認及び写しの保存 ☐ 保護者から診断書の提出を受ける					

※5 新潟市^(h)

・入所（利用開始）時に実施している。または、保護者から健康診断結果の提出や母子健康手帳の写しの提出で確認を行っている。
実施している場合は、方法にも○をつけること。

1. 嘱託医による健康診断を実施
2. 健康診断書の写しの提出で確認
3. 母子健康手帳の写しの提出で確認

・1年に2回実施している。
実施している場合は、以下に直近2回の実施日を記載し、方法にも○をつけること。

実施日① 令和 年 月 日

1. 嘱託医による健康診断を実施
2. 健康診断書の写しの提出で確認
3. 母子健康手帳の写しの提出で確認

実施日② 令和 年 月 日

1. 嘱託医による健康診断を実施
2. 健康診断書の写しの提出で確認
3. 母子健康手帳の写しの提出で確認

※6 浜松市^(e)

⑩ 提携医療機関	機 関 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	提携内容	

第7 健康管理・安全確保

4 職員の健康診断

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
			評価事項
第7 健康管理・安全確保	4 職員の健康診断 	a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。	・実施されていない。
		b 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施しているか。	・実施されていない。
			・おおむね月1回の検便が実施されている状況にない。

第7 健康管理・安全確保

5 医薬品等の整備 、 6 感染症への対応

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
			評価事項
第7 健康管理・安全確保	【 居宅訪問型事業は対象外 】 5 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類	・左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。
	6 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	・対応が適切ではない。
		b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。	・治癒の判断をもつばら保護者に委ねている。
		c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。	・洗浄、洗濯等を行わないまま共用している。

補7-5-1
補7-5-2
入7-5-1

入7-6-1

確7-6-1

第7 健康管理・安全確保

5 医薬品等の整備

補足情報

【補7-5-1】医薬品セットの備え

- ノロウイルスに対応した嘔吐処理セットを備えること（西宮市⁽ⁱ⁾）

【補7-5-2】医薬品例

- 最低限必要なもの：体温計・水まくら・絆創膏類・ペーパータオル・使い捨てゴム手袋（高知市⁽ⁱⁱ⁾）

入力を求める情報

【入7-5-1】医薬品の備えについての記載

- 備えている医薬品の種類（※1川越市^(f)）

⇒ 備えている医薬品等の種類	※1川越市 ^(f)
※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類	

6 感染症への対応

確認資料

【確7-6-1】感染症対応した際の手書類

- 治癒証明書等（愛知県^(a)）
- かかりつけ医とのやりとりを記載した書類・対象児童の出席簿（福岡県^(d)）

入力を求める情報

【入7-6-1】感染症の対応方法の記載

- 対応方法（※1川越市^(f)）

⇒ 対応方法	※1川越市 ^(f)

Ⅲ 指導基準等確認のための工夫

第7 健康管理・安全確保

7 乳幼児突然死症候群に対する注意

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	補7-7-1	評価基準	入7-7-1
				評価事項	
第7 健康管理・安全確保	7 乳幼児突然死症候群に対する注意	a <u>睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。</u>		・ <u>保育室に職員が在室していない</u> など、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。	
		b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。		・ <u>乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。</u>	確7-7-1
		c 保育室では禁煙を厳守しているか。		・ <u>保育室内で喫煙している。</u>	補7-7-2

第7 健康管理・安全確保

7 乳幼児突然死症候群に対する注意

補足情報

【補7-7-1】乳幼児の睡眠

- 夜間も含め睡眠中の0、1歳児および預かり始めの2歳児について、子どもごとに睡眠状態、確認した時間及び確認者が分かるように記録すること。なお、確認間隔は5分毎が望ましい（西宮市^①）
- 睡眠中の観察については、0歳児は5分ごと、1歳児以上は10分ごとに観察し、その都度、睡眠時観察表などに記録すること。特に、預かり初期は、注意深く観察すること。このほか、睡眠中の事故防止として、睡眠前には口の中に異物等がないかを確認し、柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない、またヒモ及びヒモ状のものをそばに置かないなど、安全な睡眠環境の確保を行うことが必要とされている（「保育所保育指針解説」）（志木市^①）
- 睡眠中に、5分～15分おきに乳幼児の顔色や体の向き、呼吸の状態をきめ細かく観察し、呼吸チェック（記録）を残しているか（高知市^②）
- 睡眠中は必ず保育室に在室し、0歳児は5分、1歳児以上は10分ごとに観察すること（新座市^③）
- 睡眠チェック表など活用しきめ細かく観察している（新潟市^④）

【補7-7-2】喫煙

- たばこは、乳幼児突然死症候群発症の大きな危険因子であり、妊婦や乳児の近くでの喫煙は不適切である。児童は受動喫煙による健康影響が大きい。ため、認可外保育施設を含む児童福祉施設については、「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）の公布によって「第一種施設」に位置付けられ、令和元年7月1日から「敷地内禁煙」となっている（屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる）（志木市^①）
- 事業所の一部の場所を「事業所内保育事業」の場所として使用している場合などは、当該一部の場所のみが禁煙の対象となる。「家庭的保育事業」を居宅で行う場合や「居宅訪問型保育事業」は、適用除外となるが、事業実施場所では喫煙をしないなどの配慮が必要とされている（志木市^①）

入力を求める情報

【入7-7-1】観察の間隔

- 観察の間隔（※1川越市^⑤）

※1川越市 ^⑤						
⇒ 観察の間隔	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	分	分	分	分	分	分

○ 保育室に職員が在室するようにしてください。

確認資料

【確7-7-1】午睡の記録

- 午睡チェックを行った記録簿（福岡県^⑥）

Ⅲ 指導基準等確認のための工夫

第7 健康管理・安全確保

8 安全確保

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	確7-8-a-1 入7-8-a-1	評価基準
				評価事項
第7 健康管理・安全確保	【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】 8 安全確保	a <u>乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。</u>		・保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。
		b 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。		・施設内の危険な場所、設備等への <u>囲障の設置</u> がない。 補7-8-b-1
		c <u>プール活動や水遊び</u> を行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	補7-8-c-1 確7-8-c-1	・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。
		d 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、 <u>食物アレルギーのある子ども</u> については生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	補7-8-d-1 入7-8-d-1	・誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもにも配慮した食事の提供を行っていない。
		e 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施しているか。	補7-8-e-1	・定期的な点検が行われていない。 入7-8-e-1 確7-8-e-1
		f <u>不審者の立入防止などの対策</u> や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	確7-8-f-1	・囲障はあるが、 <u>施錠等</u> が不十分。 入7-8-f-1
		g 事故発生時に <u>適切な救命処置</u> が可能となるよう、訓練を実施しているか。	補7-8-g-1 確7-8-g-1	・定期的な訓練が実施されていない。 入7-8-g-1
		h <u>賠償責任保険</u> に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。	確7-8-h-1 入7-8-h-1	・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。
		i 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。	補7-8-i-1 確7-8-i-1 入7-8-i-1	・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号通知）に基づく報告が行われていない。
		j <u>事故の状況及び事故に際して採った処置について記録</u> しているか。	補7-8-j-1 補7-8-j-2 補7-8-j-3	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。
		k <u>死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</u>	補7-8-k-1 補7-8-k-2	・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。

第7 健康管理・安全確保

8 安全確保

a 乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。

確認資料

【確7-8-a-1】乳幼児の安全確保の記録

- ヒヤリハットの記録、事故報告、事故対応マニュアル等（愛知県^(a)）

入力を求める情報

【入7-8-a-1】乳幼児の安全確保の記録

- ヒヤリハットの記録、事故報告、事故対応マニュアル等（※1 愛知県^(a)）

※1 愛知県^(a)

乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施しているか。
また、施設内での事故（病気・けが等）発生時、適切に対応しているか。**重点事項**
（対応方法）
病気（ ）
けが（ ）
※事故時の対応については、事故対応マニュアルを作成し、職員間で共有することが必要。

b 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。

補足情報

【補7-8-b-1】囲いの設置

- 施設の周囲に危険箇所等がある場合には、乳幼児が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵等で区画している、出入口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等）が必要である（青森市^(b)）
- 施設内の危険な場所や設備などへの囲いの設置や施錠などを行う必要がある。施設の周囲に危険箇所などがある場合には、児童が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵などで区画する、出入口の錠は幼児の手の届かないところに備えるなど）が必要である（志木市⁽¹⁾）

第7 健康管理・安全確保

c プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。

補足情報

【補7-8-c-1】事故の未然防止

- 過去の事故は、プールの水深が数センチ、目が離れた時間も数分程度の状況で発生しています。このような状況で事故は発生するわけがない、今までも起きたことがなかった、という考えではなく、もしかしたら、かもしれない、という考えで事故防止に努めてください（川越市^(f)）
- 事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行っているか（千葉県^(g)）

確認資料

【確7-8-c-1】プールの記録

- プール活動実施マニュアル、プール活動実施記録等（愛知県^(a)）

d 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。

補足情報

【補7-8-d-1】食物アレルギーの対処

- 食物アレルギーのある子どもに除去食、代替食を提供する際には、食事提供のプロセス（献立、調理、配膳、提供）において、人的エラーによる誤食が発生しないよう措置を講じているか（千葉県^(g)）

入力を求める情報

【入7-8-d-1】食物アレルギー対応方法

- 食物アレルギー対応方法（※1川越市^(f)）

※ 1 川越市^(f)

⇒ 食物アレルギーの対応方法

--

第7 健康管理・安全確保

e 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。

補足情報

【補7-8-e-1】手の届く範囲の物品に関して

- 直径39mm以下の物（玩具含む）は子どもの手が届く範囲に常設しないこと（西宮市^(f)）

確認資料

【確7-8-e-1】点検結果

- 保育室内及び園庭内の点検結果の記録等（愛知県^(a)）

入力を求める情報

【入7-8-e-1】安全対策

- 点検の頻度（※ 1 川越市^(f)）

⇒ 点検の頻度 _____ ※ 1 川越市^(f) 毎

f 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。

確認資料

【確7-8-f-1】緊急時対応マニュアル

- 緊急時対応マニュアル等（愛知県^(a)）

入力を求める情報

【入7-8-f-1】安全対策

- 対策・体制（※ 1 川越市^(f)）

⇒ 対策・体制 _____ ※ 1 川越市^(f)

Ⅲ 指導基準等確認のための工夫

第7 健康管理・安全確保

g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。

補足情報

【補7-8-g-1】適切な救急救命と訓練

- 救命実技の訓練の実施が必要（愛知県^(a)）
- ここでの救命処置は、救急車が到着するまでの間に行う救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・Iビパンの使用方法等）のこと。訓練の実施間隔は、毎年が望ましいが、長くとも3年間とし、訓練内容は実技講習を主とすること。なお、外部・内部研修は問わない（西宮市⁽ⁱ⁾）
- 事故・災害発生に備え、緊急時のマニュアルを作成し、職員間で共有するとともに、定期的な訓練を実施してください（川越市⁽ⁱ⁾）

確認資料

【確7-8-g-1】訓練実施記録

- 救命処置の訓練実施記録等（愛知県^(a)）

入力を求める情報

【入7-8-g-1】訓練実施日及び内容

- 直近の訓練実施日（※ 1川越市⁽ⁱ⁾）
- 直近の訓練実施年月日、内容（※ 2西宮市⁽ⁱ⁾）

※ 1 川越市⁽ⁱ⁾

⇒ 直近の訓練実施日 ____年 ____月 ____日

※ 2 西宮市⁽ⁱ⁾

☐ 定期的な救命処置の訓練を実施している

直近の訓練
____年 ____月

内容

第7 健康管理・安全確保

h 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。

確認資料

【確7-8-h-1】保険

- 保険証書、契約書の写し（愛知県^(a)）
- 最新の賠償責任保険への加入状況が分かる書類の写し（青森市^(b)）

入力を求める情報

【入7-8-h-1】保険

- 保険の種類、保険の内容、保険金額（※ 1 愛知県^(a)）
- 損害賠償への備え（※ 2 川越市^(b)）

※ 1 愛知県^(a)

保険（児童に関するもの）に加入しているか。

保険の種類（ ）

保険の内容（ ）

保険金額（ ）

※ 2 川越市^(b)

⇒ 損害賠償への備え _____

Ⅲ 指導基準等確認のための工夫

第7 健康管理・安全確保

i 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。

補足情報

【補7-8-i-1】事故報告

- 事故報告は「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号通知）を参照すること。なお市への事故報告が必要な範囲は次のとおり（青森市^(b)）
 - ① 死亡事故
 - ② 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。骨折事案は治療期間が30日を超えるか否かに関わらず報告）
 - ③ 医療機関で受診（入院程度）を要したもの
 - ④ その他、報告が必要と認められる事故（職員（従業員）による横領、児童への虐待など、児童の処遇に影響のある法令違反、不祥事案含む）
 - ⑤ 食中毒及び感染症※上記①～⑤のうち、①、②は市から県を通じて国へ報告する。市への事故報告の報告期限は、次のとおり。①第一報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）②第二報：原則1ヶ月以内
- 報告の対象の範囲・死亡事故・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）報告第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）（西宮市^(d)）

確認資料

【確7-8-i-1】事故報告様式

- 教育・保育施設等事故報告様式（青森市^(b)）

入力を求める情報

【入7-8-i-1】事故の記録

- 事故・不祥事案の発生年月日、内容、処理対応内容、記録の有無、報告の有無（※1 青森市^(b)）

※1 青森市 ^(b)					
⇒ 事故・不祥事案の発生状況（昨年度から自主点検表作成時までの①～⑤に該当する状況を記載）					
発生年月日	事故・不祥事案等の内容	処理・対策の状況	記録の有無	報告	
年			☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	
月 日			☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	
年			☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	
月 日			☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	
年			☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	
月 日			☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	

第7 健康管理・安全確保

j 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。

補足情報

【補7-8-j-1】事故の記録の保存期間

- 記録は5年間保存してください（川越市^①）

【補7-8-j-2】事故の記録内容

- ここでの事故は前項目 i の報告不要の事故（怪我）のことを含む。なお、怪我未満のヒヤリ・ハット事例の状況及び処置も記録を行うことが望ましい。処置には保護者の対応記録、要因の分析、必要な対策を含む（西宮市^②）

【補7-8-j-3】事故の記録体制

- 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録している。または、現時点まで事故発生はないが、このことを理解しており、すぐに対応できる体制を整えている（新潟市^③）

第7 健康管理・安全確保

k 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事件と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置を取っているか

補足情報

【補7-8-k-1】事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

- 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。（青森市^(b)、志木市^(l)、新座市^(l)）

【補7-8-k-2】子どもが遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことの重要性

- 重大事故を防ぐためには危険を取り除く必要があるが、過度な子どもの遊びの制約については、一定の配慮を要する。乳幼児期の子どもが遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことの重要性にも留意する必要がある。（「保育所保育指針解説」）（志木市^(l)）

第8 利用者への情報提供

1 施設及びサービスに関する内容の掲示 、 2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
			評価事項
第8 利用者への情報提供	【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】 1 施設及びサービスに関する内容の掲示 確8-1-1	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 建物その他の設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 g 入所（利用）定員 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。） 入8-1-1	・全く掲示されていない。
			・左記 a ～ n の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。
	2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付 補8-2-1 確8-2-1	以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名及び住所 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 補8-2-2	・書面等により交付されていない。
			・左記 a ～ h の事項につき、交付内容が不十分。

第8 利用者への情報提供

1 施設及びサービスに関する内容の掲示

確認資料

【確8-1-1】掲示物

- 掲示物、実際の掲示場所の確認（愛知県^(a)）

入力を求める情報

【入8-1-1】管理者の情報

- 管理者の氏名、住所、職名、メールアドレス、電話番号（※ 1 浜松市^(e)）

※ 1 浜松市^(e)

3 ⑦ 管理者	管理者の氏名	(フリガナ)		(職名)		
		(氏名)				
	管理者の住所	〒	-		県	市
		Tel			メールアドレス	

2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付

補足情報

【補8-2-1】サービスの説明責任

- 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項について、あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を加算する場合には、その料金についても、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。書面での交付に代えて、利用者の承諾を得て一定の電磁的方法により提供することが可能である（新座市⁽ⁱ⁾）

【補8-2-2】設置者の氏名及び所在地の定義

- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地とは設置者が法人のとき：法人の名称及び法人所在地、個人のとき：個人の名称及び個人住所となる。あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと（認可外保育施設指導監督基準より）（西宮市^(j)）

確認資料

【確8-2-1】契約内容の書面交付書類

- 利用者に交付する契約に関する書類（福岡県^(d)）

第9 備える帳簿等

1 職員に関する帳簿等の整備 2 在籍（利用）乳幼児に関する帳簿等の整備

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
			評価事項
【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】 第9 備える帳簿等	1 職員に関する帳簿等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿等があるか。 確9-1-1	・確認できる帳簿等が備えられていない。 ・整備内容が不十分。
		b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 補9-1-1 ・労働者名簿（労働基準法第107条） ・賃金台帳（労働基準法第108条） ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）	・左記の帳簿等の整備状況が不十分。
	2 在籍（利用）乳幼児に関する帳簿等の整備	a 在籍（利用）乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍（利用）記録並びに契約内容等が確認できる帳簿等があるか。 確9-2-1	・確認できる帳簿等が備えられていない。 入9-2-1 ・整備内容が不十分。

第9 備える帳簿等

1 職員に関する帳簿等の整備

補足情報

【補9-1-1】労働基準法等の法令に基づく対応

- 休憩時間を適正に定めているか。※休憩時間は、1日の労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を与えなければならない（志木市⁽¹⁾）
- 非正規労働者も含めて6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、年次有給休暇を以下のとおり与えているか（志木市⁽¹⁾）

確認資料

【確9-1-1】資格証明書

- 関係帳簿、資格証明書（写し）（愛知県^(a)）
- 労働者名簿・賃金台帳・雇用、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類（※）※例・出勤簿、労使協定の協定書、労働時間の記録に関する書類（残業命令書等）、退職関係書類、休職関係書類等（福岡県^(d)）

2 在籍（利用）乳幼児に関する帳簿等の整備

確認資料

【確9-2-1】乳幼児の出席簿

- 出席簿、利用に関する契約書類、児童に係る書類（※）※例：児童台帳、健康状態の記録簿、保護者の連絡先等（福岡県^(d)）

入力を求める情報

【入9-2-1】児童の帳簿

- 作成しているものにチェック
（※ 1 川越市^(f)）

※ 1 川越市^(f)

<作成しているものにチェックをしてください。>
※ 法令で作成が義務付けられているもの以外は例示になります。
① 利用乳幼児・児童等に関する帳簿（例）
☐ 児童出席簿 ☐ 児童名簿 ☐ 児童台帳 ☐ 始末日誌
☐ 児童の健康管理に関する記録 ☐ 給食に関する記録
☐ 契約書
☐ その他（ ）

Ⅲ－２

独自の確認項目の工夫

指導基準等に加えた独自の工夫

雇用管理（1／3）

志木市では、職員との雇用契約締結の際の明示情報や就業規則の作成状況、社会保険の加入状況等も、自主点検の確認項目として設定されている

監査を行う部署では、市内の介護事業者、認可保育事業者等も指導監督しており、それらと同様に認可外保育施設も自主点検時に職員の待遇等について施設に確認してもらうようにしている。



市の担当者

指導基準

- 第1 保育に従事する者の数及び資格
- 第2 保育室等の構造、設備及び面積
- 第3 非常災害に対する措置
- 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
- 第5 保育の内容
- 第6 給食
- 第7 健康管理・安全確保
- 第8 利用者への情報提供
- 第9 備える帳簿等



独自の追加

第10 雇用管理

第10 雇用管理	
1 雇用契約	1) 雇用（労働）契約の締結に際し、従業員に対し、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付等により明示していますか。
労働基準法第6条、第7条、第12条、第4条	☐ いる ☐ いない
【雇用・労働契約の成立】 （民法第623条） ※ 雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。 ※ 労働契約は、労働者と使用者が、「労働すること」「賃金を支払うこと」について合意すると成立する。 ※ 労働契約を締結する場合に、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとなる。 ただし、労働契約において、労働者と使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた部分については、その合意していた内容が、労働者の労働条件となる。 なお、就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効となる。この場合において、無効となった部分は、就業規則で定める基準によることとなる。 ※ 使用者は、労働者に提示する労働条件及び労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにするものとする。労働者と使用者は、労働契約の内容（期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。）について、できる限り書面により確認するものとする。 ※ 労働契約法では、労働契約について、雇用契約書など書面での作成を義務付けていないが、労働契約の内容が不明確なことによるトラブルを防ぐために、雇用契約書を取り交わしている事業者が多い。 また、「雇用する事業所」の労働条件を、使用者に義務付けている。	
【労働条件の明示】 （労働基準法第10条） ※ 労働契約の締結に際し、使用者は、労働条件を労働者に明示しなければならない。	
イメージ （詳細は次頁以降に掲載）	
① 就業規則の明示 就業規則は、労働者に周知されなければならない。就業規則は、労働者の権利義務を定めるものであるため、労働者に周知されなければならない。就業規則は、労働者の権利義務を定めるものであるため、労働者に周知されなければならない。就業規則は、労働者の権利義務を定めるものであるため、労働者に周知されなければならない。	
② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 （更新をしないことが明らかな場合は、更新の基準の明示義務はない。）	
③ 就業の場所、従事すべき業務 雇用された直後の就業の場所及び従事すべき業務を明示しなければならない。就業の場所や従事させる業務を併せて明示することは、差支えない。	
④ 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時間 就業規則に適用される労働基準法第100条第1項第1号の労働条件を明示しなければならない。就業規則に適用される労働基準法第100条第1項第1号の労働条件を明示しなければならない。就業規則に適用される労働基準法第100条第1項第1号の労働条件を明示しなければならない。	
⑤ 賃金（退職手当、臨時に支払われる賃金を除く。）の決定・計算・支払の方法、賃金の締切り・支払の時期 ⑥ 退職（解雇の事由を含む。）	
※ 書面による明示については、「当該労働者に適用される就業規則に就業規則が労働契約の締結の際に交付することとしても差支えない」とされている。 （上記の……部分は、「労働基準法の一部を改正する法律の施行について」（平成11年1月29日法律第46号 労働省労働基準局長通達）の記載。） ※ 「期間の定めのある労働契約（有期労働契約）」を締結する場合には、契約更新の都度、労働条件の明示が必要とされている。	

Ⅲ 指導基準等確認のための工夫

指導基準等に加えた独自の工夫

雇用管理（２／３）

第10 雇用管理		
1 雇用契約	1) 雇用（労働）契約の締結に際し、従業員に対し、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付等により明示していますか。	☐ いる ☐ いない
労働基準法等	【雇用・労働契約の成立】 (民法第623条) ※ 雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。 （労働契約法第6条、第7条、第12条、第4条） ※ 労働契約は、労働者と使用者が、「労働すること」「賃金を支払うこと」について合意すると成立する。 ※ 労働契約を締結する場合に、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとなる。 ただし、労働契約において、労働者と使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた部分については、その合意していた内容が、労働者の労働条件となる。 なお、就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効となる。 この場合において、無効となった部分は、就業規則で定める基準によることとなる。 ※ 使用者は、労働者に提示する労働条件及び労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにするものとする。労働者と使用者は、労働契約の内容（期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。）について、できる限り書面により確認するものとする。 ※ 労働契約法では、労働契約について、雇用契約書など書面での作成を義務付けていないが、労働契約の内容が不明確なことからトラブルを防ぐために、雇用契約書を取り交わしている事業所が多い。 また、「雇用契約書」の内容に、以下の「書面の交付により明示しなければならない労働条件」を含めている事業所も多い。 【労働条件の明示】 (労働基準法第15条、労働基準法施行規則第6条) ※ 労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示することを、使用者に義務付けている。 ▼必ず明示しなければならない項目 ▼書面（労働条件通知書等）の交付等により明示しなければならない項目 ①労働契約の期間 期間の定めのある労働契約の場合はその期間、期間がない労働契約の場合はその旨を明示しなければならない。 ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 (更新をしないことが明らかな場合は、更新の基準の明示義務はない。) ③就業の場所、従事すべき業務 雇入れ直後の就業の場所及び従事すべき業務を明示すれば足りるものであるが、将来の就業場所や従事させる業務を併せて網羅的に明示することは差し支えない。 ④始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休職、労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時差換 当該労働者に適用される労働時間等に関する具体的な条件を明示しなければならない。 なお、当該明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合は、労働者の利便性を考慮し、所定労働時間を超える労働の有無以外の事項については、勤務の種類ごとの始業及び終業の時刻、休日等に関する考え方を示した上、当該労働者に適用される就業規則上の関係事項を網羅的に示すことで足りる。 ⑤賃金（退職手当、臨時に支払われる賃金を除く。）の決定・計算・支払の方法、賃金の締切り・支払の時期 ⑥退職（解雇の事由を含む。） ※ 書面による明示については、「当該労働者に適用する部分を明確にして就業規則を労働契約の締結の際に交付することとしても差し支えない」とされている。 (上記の……部分は、「労働基準法の一部を改正する法律の施行について」（平成11年1月29日基発第45号 労働省労働基準局長通達）の記載。） ※ 「期間の定めのある労働契約（有期労働契約）」を締結する場合には、契約更新の都度、労働条件の明示が必要とされている。	

(注)	また、雇用する労働者が短時間労働者（注）である場合には、上記①～⑥の事項に加えて、次のa)～d)の事項についても、文書の交付等により明示することが義務付けられている（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第2条）。 a)昇給の有無 b)退職手当の有無 c)賞与の有無 d)短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口（担当者の氏名、担当者の役職又は担当部署等）（d)の項目は平成27年4月から追加） 注）パートタイマー、アルバイト、契約社員などの名称にかかわらず、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べて短い労働者。「所定労働時間が短い」とは、わずかにでも短ければ該当する。 ※ 労働条件の明示方法は、これまで書面の交付に限られていたが、平成31年4月からは、労働者が希望した場合、①FAXでの送信、②電子メール等の送信（当該労働者が電子メール等の記録を出力して書面を作成できるものに限られる）により明示することができるようになった。 ⑦昇給	
	▼使用者が以下の項目に関する定めをした場合に、明示しなければならない項目 ①退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定・計算・支払の方法、退職手当の支払の時期 ②臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与、精進手当、勤続手当、奨励加給、能率手当、最低賃金額 ③労働者に負担させるべき食費、作業用品等 ④安全、衛生 ⑤職業訓練 ⑥災害補償、業務外の傷病扶助 ⑦表彰、制裁 ⑧休職 ※ 短時間労働者を雇用する事業主は、上記の文書の交付等により明示することが義務付けられている事項以外のものについても、文書の交付等により明示するように努めるものとされている。 ※ 労働条件通知書の様式は、厚生労働省のホームページに掲載されている（労働基準法関係主要様式ダウンロードコーナー）。	
2 就業規則、雇用管理	1) 就業規則を作成し（又は変更した場合）、労働基準監督署に届け出ていますか。	☐ いる ☐ いない
労働基準法、労働契約法等	●作成又は直近の変更日： ●直近の届出日： ※ 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務付けられている。就業規則を変更した場合にも、労働基準監督署への届出が必要である。 就業規則は、企業単位ではなく事業場単位で作成しなければならない。個々の事業場単位で「常時10人以上の労働者を使用する」事業場は、それぞれ就業規則を作成する義務が生じる。個々の事業場が同一建物内にある場合などは、一つの事業場として取り扱う。 「10人以上の労働者」には、短時間労働者や有期契約労働者などの、いわゆる非正規労働者も含まれる。 ※ 就業規則は、すべての労働者について作成する必要がある。しかし、通常の労働者と勤務態様の異なるパートタイム労働者等については、別の就業規則を定めることができる。 ※ 就業規則の作成又は変更については、労働者の過半数で組織する労働組合（当該労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者）の意見を聴かなければならない。 ※ 10人未満の事業所については、就業規則の作成の義務はないが、労働条件の明示の観点から作成することが望ましいとされている。 ※ 厚生労働省のホームページに、「モデル就業規則」が掲載されている。 2) 関係法令の改正に伴い、就業規則等を改正していますか。	
		☐ いる ☐ いない

Ⅲ 指導基準等確認のための工夫

指導基準等に加えた独自の工夫

雇用管理（3／3）

(続)
2 就業規則、雇用管理

3) 就業規則、法定労働時間を超えて労働させる場合の労使協定（いわゆる三六協定）等を職員に周知していますか。☐ いる ☐ いない

※ 職員への配布や、事業所の見やすい場所への掲示、備え付け、あるいは電子媒体に記録し、それを常時モニター画面等で確認できるようにするといった方法により、周知しなければならない。

4) 労働時間は、1週間で40時間（以下の特例措置対象事業場の場合は44時間）以内、1日8時間以内となっていますか。☐ いる ☐ いない

● 1週間の所定労働時間： ● 1日の所定労働時間：

※ 保健衛生業の事業に該当し、労働者数10人未満の事業場は、特例措置として「1週間で44時間以内」の規定が適用される。

5) 変形労働時間制を採用していますか。☐ いる ☐ いない

【変形労働時間制を採用している場合】→以下の該当する□をチェックし、必要事項を記入してください。

□ 1か月単位の変形労働時間制（4週間を含む）

- ・起算日： 年 月 日
- ・就業規則の定め又は労使協定が必要（労使協定の場合、労働基準監督署への届出が必要）

□ 1年単位の変形労働時間制

- ・起算日： 年 月 日
- ・労使協定を締結し、労働基準監督署への届出が必要
- ・各日・各週の所定労働時間の上限は、1日10時間・1週52時間以内（対象期間が3か月を超える場合は、1週48時間を超える週について制限がある。）
（夜勤等で翌日をまたいだ勤務も、始業時間の属する日の1日の労働時間として取り扱う。）

6) 休憩時間を適正に定めていますか。☐ いる ☐ いない

※ 休憩時間は、1日の労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を与えなければならない。

7) 労働者の健康管理の観点から、すべての労働者について、労働時間の状況を適切に把握していますか。☐ いる ☐ いない

※ 事業者が労働時間の状況を把握する方法は、原則として、タイムカード、パソコン等の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録、事業者（事業者から労働時間の状況を管理する権限を委譲された者を含む。）の現認等の「客観的な記録」により、労働者の労働日ごとの出勤時刻や入退室時刻の記録等を把握しなければならない。（労働安全衛生法第66条の8の3の規定によって、平成31年4月から事業主に義務付けられたもの。）

※ やむを得ず客観的な方法より把握しがたい場合において、労働者の自己申告による把握が考えられるが、その場合には、事業者は一定の措置を講じる必要がある。

※ 労働時間の状況を把握しなければならない労働者は、高度プロフェッショナル制度対象労働者を除き、管理監督者や派遣労働者、短時間労働者、有期契約労働者を含めた全ての労働者が該当する。

8) 法定労働時間を超え、又は法定休日に労働させる場合、労働基準法第36条に基づく労使協定（いわゆる三六協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。☐ いる ☐ いない ☐ 非該当

【協定を締結し届け出ている場合】

● 労使協定の成立年月日： 年 月 日
協定期間： 年 月 日～ 年 月 日

● 届出年月日： 年 月 日

※ 法定労働時間：1日8時間及び1週40時間、法定休日：毎週少なくとも1日

※ 労使協定を締結し、当該協定を労働基準監督署に届け出た場合に、当該協定の範囲内で労働者に時間外労働又は休日労働をさせることができる。

※ 時間外労働の上限規制が、大企業では平成31年4月から、中小企業では令和2年4月から導入された。時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできない。
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、「時間外労働：年720時間以内」、「時間外労働＋休日労働：月100時間未満、2～6か月平均80時間以内」とする必要がある。原則である「月45時間」を超えることができるのは、年6か月までとなる。

(続)
2 就業規則、雇用管理

9) 非正規労働者も含めて、6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、年次有給休暇を以下のとおり与えていますか。☐ いる ☐ いない

所定労働時間・日数		雇入日から起算した継続勤務期間ごとの年次有給休暇の日数									
週の所定労働時間が決まっている場合		週以外の期間で労働日数を定めた場合									
週所定労働時間	週所定労働日数	1年間の所定労働日数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上		
30時間以上	5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日		
30時間未満	4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日		
	3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日		
	2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日		
	1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日		

※ 表中の太枠で囲った部分に該当する労働者は、平成31年4月から義務付けられる「年5日の年次有給休暇の確実な取得」の対象となる。（以下の11））

10) 1年以内に取得しなかった年次有給休暇を、適正に繰り越していますか。☐ いる ☐ いない

※ 年次有給休暇の請求権の時効は2年であり、前年度に取得されなかった年次有給休暇は翌年度に与える必要がある。

11) 【平成31年4月から適用】使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日から1年以内に5日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させていますか。☐ いる ☐ いない

※ 時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取しなければならない。また、できる限り労働者の希望に沿った取得時季になるよう、聴取した意見を尊重するよう努めなければならない。

※ 既に5日以上の年次有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、使用者による時季指定をする必要はなく、また、することもできない。

※ 使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、対象となる労働者の範囲及び方法等について、就業規則に記載しなければならない。

【参考】
指導監督基準の解説動画及び
リーフレット

厚生労働省の指導監督基準の解説動画及びリーフレット

厚生労働省が指導監督基準の解説動画やリーフレットを公開しているため参考にしてください

解説動画

(厚生労働省Youtubeチャンネル)

(認可外保育施設指導監督の指針についての解説動画)

- ・認可外保育施設への指導監督 8つのポイント

<https://www.youtube.com/watch?v=TWq77hlL6MI>

(認可外保育施設指導監督基準についての解説動画)

- ・認可外保育施設が守るべき 8項目

<https://www.youtube.com/watch?v=Vb-74YGN8mg>

リーフレット

厚生労働省にて、「見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト（従事者向け）」を公開

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

※このチェックリストは、毎年の上門調査において、基準に適合していない項目として上位に挙げられる項目の中で、多大なコストや労力をかけず、少しの意識付けにより改善できると考えられるものを中心にまとめたものです。

- (1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設
- (2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設
- (3) ベビーシッターを複数雇用する事業者
- (4) 個人のベビーシッター

参考文献一覧

引用文献

- ④愛知県,「認可外保育施設実地指導調査表（1日に保育する乳幼児の数（定員）が6人以上の施設用）」, <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kosodate/0000018258.html>（参照 2022年2月）
- ⑤青森市,「令和4年度 認可外保育施設自主点検表」, <https://www.city.aomori.aomori.jp/shido-kansa/kodomo-kyouiku/iigyousya/ninkagai/shido-kansa/jisyutenken.html>（参照 2022年2月）
- ⑥千葉県,「認可外保育施設立入調査調査：1日に保育する乳幼児の数6人以上の施設用」, https://www.pref.chiba.lg.jp/kosodate/ninkagai_shidoukantoku.html（参照 2022年2月）
- ⑦福岡県,「自主点検表（1日に保育する乳幼児の数6人以上の施設用）」, <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ninkagaihoikusisetukaisetu.html>（参照 2022年2月）
- ⑧浜松市,「共通様式1（届出事項）,共通様式2（基本事項）,共通様式3（運営状況報告事項）※ベビーシッター以外」, <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/katei/kanssa/ninkagai.html>（参照 2022年2月）
- ⑨川越市,「認可外保育施設自主点検表：1認可外保育施設（運営管理・処遇）」, <https://www.city.kawagoe.saitama.jp/smph/kenkofukushi/fukushikaigo/shidoukansa/kihonhoushin-tenken.html>（参照 2022年2月）
- ⑩高知市,「①認可外保育施設における書面監査」,（参照 2022年2月）
- ⑪新潟市,「指導監督基準に係るチェックシート」,（参照 2022年2月）
- ⑫新座市,「認可外保育施設：自主点検表施設型（6人以上）用」, <https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/93/hoiku-shidoukansa2023.html>（参照 2022年2月）
（参照 2022年2月）
- ⑬西宮市,「自己点検表（6人以上の施設）」, <https://www.nishi.or.jp/kosodate/kosodate/shisakujohto/tetsuzuki/ninkagaihoiku.html>（参照 2022年2月）
- ⑭佐世保市,「自己点検表（長崎県佐世保市）」,（参照 2022年2月）
- ⑮志木市,「自主点検シート・地域子育て支援拠点事業（令和2年6月版）」, <https://www.city.shiki.lg.jp/soshiki/21/3065.html>（参照 2022年2月）

参考文献

- 千葉市,「認可外保育施設：立入調査資料（6人以上）」, <https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/somu/chousyo.html>（参照 2022年2月）
- 常陸大宮市,「【修正】02_（別表）評価基準（6人以上施設）」,（参照 2022年2月）
- 前橋市,「認可外保育施設自主点検表（6人以上）」, <https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/24152.html>（参照 2022年2月）
- 奈良市,「認可外保育施設指導監督基準適合状況自主点検表 1日に保育する乳幼児の数6人以上の施設」, <https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/9/112986.html>（参照 2022年2月）
- 鳥取県,「自主点検表（6人以上）（居宅訪問型以外）」, <https://www.pref.tottori.lg.jp/306374.htm>（参照 2022年2月）



KPMGコンサルティング株式会社

T: 03-3548-5111

E: kc@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/kc



kpmg.com/jp/socialmedia

本報告書の著作権は、KPMGコンサルティング株式会社に帰属します。厚生労働省・地方自治体・認可外保育施設を除き、弊社の事前の承諾なく、本報告書の全部または一部を複製、転載、配布等を行うことを禁止します。本報告書には、公開情報とともに、本調査に利用する承諾を得たうえで、ヒアリング等で第三者から提供を頂いた情報も含まれています。これらの情報を含め、報告書の内容には万全の配慮をしておりますが、その保証をするものではありません。本報告書は、利用者ご自身の責任においてご利用ください。掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して、弊社は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

© 2023 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.